

第八十四回国会 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第十八号

昭和五十三年五月十二日(金曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 久保 等君

理事 相沢 英之君 理事 池田 行彦君
理事 島本 虎三君 理事 水田 稔君
理事 古寺 宏君 理事 中井 治君
友納 武人君 萩原 幸雄君
福島 譲二君 岩垂寿喜男君
土井たか子君 馬場 昇君
瀬野栄次郎君 竹内 勝彦君
東中 光雄君 工藤 晃君

出席國務大臣

國務大臣 山田 久就君
環境庁長官 大鷹 淑子君

出席政府委員

環境政務次官 出原 孝夫君
環境庁自然保護局長 小林 幸雄君
建設省都市局長 浅井新一郎君
建設省道路局長 丸山 俊二君

委員外の出席者

外務省国際連合局社会課長 武末 祐吉君
大蔵省関税局輸入課長 熱海 則夫君
文部省初等中等教育課企画官 山中 昌裕君
文化庁文化財保護課長 黒田 真君
通商産業省通商政策局国際経済課長 綿貫 敏行君
部国際経済課長 特別委員会調査室長

委員の異動
五月十二日

第二類第五号

公害対策並びに環境保全特別委員会議録第十八号 昭和五十三年五月十二日

辞任 大原 亨君 補欠選任 岩垂寿喜男君
坂口 力君 瀬野栄次郎君
同日 辞任 瀬野栄次郎君 補欠選任 坂口 力君

本日の会議に付した案件
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

○久保委員長 これより会議を開きます。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩垂寿喜男君。

○岩垂委員 五月十日からバードウィークが始まりました。私は、くしくもこの愛鳥週間といわば三日目に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案が審議されることになったことに、ある種の感慨を禁じ得ません。

大変失礼ですが、環境庁長官、バードウィークがどんな動機で始められたか、恐らく御理解だと思いますので、御理解なすっておられるかどうか、お伺いしたいと思います。

○山田國務大臣 愛鳥週間は昭和二十二年、国民一般に対して鳥類に関する科学知識を与えてこれを保護する、また愛護の精神を涵養させることを目的としたしまして発足したものであることは御案内のとおりでございます。鳥獣の保護思想の普及啓蒙に対して大きな役割を果たすことになった、こういうふうに考えております。

環境庁といたしましては、この週間の中に全国の野鳥保護の集いを開催するとともに、第四次鳥獣保護事業計画の基準において、愛鳥週間を活用

して探鳥会、講演会あるいは植物の植栽、印刷物の配布、スライド、映画フィルム等の貸し付け等の行事を積極的に実施するように都道府県をも指導する等の措置によりまして、国民全般に愛鳥の思想を高揚したい、こう考えております。鳥は植物とともに自然を構成する基本的なものである、そういう認識に立つてできるだけ努力をしたいと考えております。

○岩垂委員 愛鳥の日というものが設けられた動機は御存じですか。

○出原政府委員 愛鳥の日につきましては、日本の国にはこういう習慣は実になかったのですが、戦後、駐留軍の愛鳥家の方々が、ちよつと名前を正確に記憶しておりましたが、日本でもこれを設けたらどうかというようなこと、また日本における愛鳥家の方々が呼びかけられまして、政府としてもこれにに応じてやろうということで始まったもので、最初の二、三年間は愛鳥の日、一日だけをバードデーにしておったのでございますが、昭和二十五年からはバードウィークというところで、一週間をその週間に指定するというように広げてまいりました。

○岩垂委員 私は大臣が動機を御存じないということをお責めするつもりはございませんが、念のため申し上げておきたいと思うのですけれども、終戦直後に突如オリバー・オースチンという有名な鳥の学者が、GHQの野生生物局長という有名な赴任なされたのです。実は日本政府は、オースチン氏が鳥の有名な学者だということで、事もあらうに歓迎する意味でかすみ網に招待したので、それでミスターオースチンは大変びっくりして、これが大変なことだ、こんなことをしておったのではえらいことになるというので、この方は赤いジープに乗って日本じゅうを駆け回られた方だそうなんです。私は一緒に関係をした科学者から聞きましたけれども、こんなに縁が多いのにどう

してこんなに野鳥が少なくなるのだろうかということいつも嘆かれておられたそうで、いわばこの方が、日本側の運動もございまして、昭和二十二年四月十日に実は第一回の野鳥の日を設けたわけです。これはいわば勧告を受けて政府がそれを実行したわけですね。それ以後、いま御答弁がございましたように、四月というのはちよつと早過ぎる、北海道などではまだ早いから五月ということ、十日から一週間、こういうふうに実は設けられたわけでございますので、まことに皮肉な動機ではありますけれども、これがいわばバードウィークの始まりだというふうに、これはぜひ御理解願っておきたい。そのところから、十日から始まった愛鳥週間の意味をひとつ大臣に御理解を賜っておきたいと思うのです。

さて、伺っておきますけれども、いま愛鳥週間にどんなことをやっているかということのお話がございました。予算はどのくらい使っているのですか。

○出原政府委員 国の予算としては約三百万でございますが、大部分は都道府県の予算でやっております。や、こういうことでございまして。

○岩垂委員 やはり政府の姿勢がそこにあるのです。たとえば御存じのとおり、サントリの新聞広告などを通して愛鳥の精神をPRしている予算が八億を超えているわけですが、それは一つの企業がやっているわけですが、政府はそれに対してたった三百万円というのでは、何とも比べ物にもならぬのではないかと、一体何のためにこういう週間を設けてやっているのかというのを私は問わなければならぬと思うのです。ぜひひとつ大臣、これはことは間に合いませんけれども、来年のバードウィークには、もうちよつときちんとした体制をとって、予算もとって、ひとつ記念すべき行事をやっていたきたい、このようにお願いをしたいと思うのですが、御答弁いた

だけですか。

○山田国務大臣 私、府県との関係その他いろいろあるでしょうけれども、額としてもっともつとやばい積極的な体制で取り組むべきだ、賛成でございます。したがって、そういう趣旨に基づいてひとつ考えたいと思います。

○岩垂委員 大臣が参議院に呼ばれていまして、時間がございせん。そこで私、大臣には、国際条約の批准の問題などを中心にして御答弁を煩わしたいと思っておりますけれども、駆け足で申し上げます。

最初は事務局で結構ですが、飼いの鳥の中で、日本産と同一種の輸入鳥はどのくらい輸入されているか、その数を数えていただきたいと思っております。

○出原政府委員 日本産の鳥と同種のものにつきまして輸入をいたしておりますものは、たとえばオジロワシとかオオワシとか、コマドリとかウグイスといったようなものがあるわけでございまして、年間一万七千から三万四千羽程度でございまして、その大部分はメジロでございまして。

○岩垂委員 多いときには五万も入っているのです。これは環境庁も御存じのはずです。その他の九官鳥など、外国産の鳥類はどのくらい年間に入っておりますか、環境庁はそれを把握されておられますか。

○出原政府委員 日本産と同種のものではない鳥類につきましては現在、数量、種類を把握するようシステムがございせんが、大体のところ推計で約二百萬羽というように考えられます。

○岩垂委員 いま自然保護局長からお話がありまして、九官鳥などの外国産の鳥類が二百萬羽、そういう輸入に關係して、たとえば九官鳥、シマリスなどの輸入で、日本が非常な需要がある、たとえば台湾などではその数が著しく減少し始めているということを知っていますか。

○出原政府委員 正確な事実は承知をいたしません、そういうことが言われておるといふように聞いております。

○岩垂委員 環境庁が言われておるといふ程度では困るのです。これはちょっと事態を聞けばわかることではないかと思つて、決してむずかしい手続が要るわけではないかと思つて、この辺はぜひひとつ正確に把握してほしいと私はお願いを申し上げておきたいと思つております。

これは新聞にも出て騒がれたのですが、神戸の貿易商が架空の動物園イセシマ、ズーロジカルガーデンというようなものをつくって、絶滅のおそれのある保護動物を買ひあさり、その上今度はアンデス・コンドルがついでで二百萬円、日本の国内法では捕獲あるいは売買が禁ぜられてはいるタシロウツルがついでで二百萬円、あるいはオーストラリア政府が厳しく規制をしているアカカンガルががついでで百十萬円と、全部で五百種、価格表までつけたカタログを世界じゅうにばらまいておる。こういう事実が指摘されて、国際自然保護連合から抗議されてきたということを知っておりますか。

○出原政府委員 承知をいたしております。

○岩垂委員 知つていて、そういうことをどういうふうにお感じになつていらつしやいますか。

○出原政府委員 環境庁の行政上の所管から申し上げれば、環境庁は日本にすむ野生動物の保護をする立場にございまして、したがって、こういうもの取引等につきましては直接の権限のある立場ではございせんが、諸外国の野鳥あるいは野獣、野生動物についての問題でございまして、外国のことについて環境庁としても無関心ではおれない、こういうことでございまして。

○岩垂委員 たとえば生きた小鳥ですね。ベニスズメなどが非常に狭いかごへ身動きができません。詰り込まれて輸入されてくる。食べ物も水も飲めぬわけですね。そして実は半分は死んでおる。それでも残った小鳥で利益があると言われている。これは羽田の税関でわかつた事実です。こんなような状態が世界に知られたら、これは動物虐待の最大のものであるという意味で、イルカなどの問題もございまして、国際問題に発展

しかねない。こういう状態というものを環境庁はどのように考えていらつしやいますか、大臣。

○山田国務大臣 権限の問題はともかくとして、基本的にわれわれの鳥獣、特に貴重な鳥獣に対する大きな関心というものは国際的なものでなければならぬと思つております。したがって、そういう点についてどう措置するか、ちよつと即答はあれませんが、当然そういう関心があるというところが外国によくわかつておるわけですから、信用問題にかかわることであらうと思つて、ひとつ研究させてもらいたいと思つております。

○岩垂委員 「鳥獣輸入証明書」このカードを自然保護局長御存じですね。日本産と同一種の輸入された鳥獣について日本鳥獣組合連合会が輸入証明書を自主発行しております。これは環境庁の指導でやられたものかどうかということ、この際承つておきたいと思つております。

○出原政府委員 環境庁もこのことを行うにつきましては承知をしており、かつこれについてさらに充実してやつていきたいというのを望んでおるものでございまして、承知しております。

○岩垂委員 この証明書は正規には一枚四百円で発行されております。この輸入証明書に鳥獣名を書いてないもの、いわば白紙の証明書を地方の小売商が束にして持つて、こういう状態がありまして、それが実は国内産の野鳥の密売に利用されておるといふ例がきわめて多い。これはもうはつきりしているのです。鳥獣名を書いたものは、このカードが大体二千元から三千元で売買され、無記名のもはもっと高く取引されているということも環境庁御存じのとおりです。知つておるでしょう、どうですか。

○出原政府委員 現在の取り扱いについていろいろ問題があるということは私も承知をしております。まして、対策を検討いたしております。

○岩垂委員 日本産と同一種の飼鳥の輸入証明書は私は禁止すべきだと思つて、環境庁が指導なさつておるのだけれども、やみ取引に使われるいい材料なんです。鳥獣輸入証明書に「コジュ

リン」と書いてある。コジュリンといふ日本産です。ここにすでに証拠があらわれているのです。輸入証明書の自主発行を中止して、環境庁の専門官によるチェックシステムを考へるべきじゃないだろうか。環境庁は前から知つておるのですから、何らかの対策をこの際お示し願ひたいと思つております。

○出原政府委員 御指摘のような問題があることは環境庁としても承知をしておりますので、環境庁としてはできるだけ早期にその改善を図る必要があると思つております。私も同様に思つておる。当該の組合のほか鳥獣保護に熱心な学識の経験者をも含めまして、このところをどう改善するかということについての検討会を設けることにしたいといふように考えております。

○岩垂委員 実はもっと追及したいのですけれども、大臣の時間が三十分しかないものですから、また後で触れます。

さらに、問題なのはスマトラトラ、センザンコウ、ウンビョウ、ゴールデンキャット、ワニ、ウミガメなど、長官御存じのWWF、世界野生生物基金あるいはIUCN、国際自然保護連合などで絶滅が心配されている動物の毛皮や骨などが相当数輸入されてきています。ついせんだつて、NHKのテレビで動物と人間のかかわりについてのドキュメントをシリーズとして放送されました。その中で、私も見てびっくりしたのですが、ケニアにおける密猟とその取り締まりのことが放映されておりました。密猟犯は二年あるいは三年刑務所に入れられていても密猟の鳥獣が非常に高く売れるので採算が合う、そして密猟鳥獣を最大のお得意が日本だ、いわば日本が密猟を支えている面があると言われた言葉を私はいまでも覚えております。

そればかりではありません。ワシやタカ、フクロウなどの猛禽あるいはカワセミ、キジなどの美しい鳥を飼製するために、塩漬の剥皮がおびただしい量輸入されておる。御承知のとおり台湾政府は猛禽の捕獲を禁止しているのですけれど

も、台湾でとったやつが実は香港という自由貿易港を経由して一回二百枚ぐらゐ、月一回ぐらゐ入ってくる。私はこの資料を皆持つています。ここでも明らかにしてもいいのですけれども、おびただしい量です。こういう状態を放置しておくことは国際的な信頼を損なうというのを私は問題にしなければならぬ、このように思うのです。そのことについて環境庁はどのようにお考えになってますか。

○出原政府委員 これらの問題は、基本的には貿易、要するに商取引にかかわる問題でもございませう。しかし、環境庁といたしましては、その権限上は日本の野生生物の保護という事でございませう。その及ぶところの問題ではございませうが、他の国の野生生物が十分に人間と共存して栄えていくという事も当然必要なことであると考へておきまして、先ほど申し上げましたように関心を持たざるを得ない問題であると思ひます。

○岩垂委員 関心を持たざるを得ないだけでなく、好ましいことではないと、なぜはつきり言えないのですか。

○出原政府委員 これは先ほど申し上げましたように、商取引にかかわる問題でございませうが、動物の保護に当たる環境庁としては、これらが十分保護育成をされるように、外国でも保護育成されるように国際間の協力が必要であると考へております。

○岩垂委員 外国ではという前に、日本の姿勢を正す必要があるのです。沖縄の西表のカムムリワシというのがいますね。これは落ちた羽でも売買が禁じられていますね。そうでしょう。わからなければいい。その次続ける。

ところが、このような鳥の、いわばカムムリワシというのは、オオカムムリワシの亜種なんです。学名は違いますが。このオオカムムリワシの創製を事もあろうに昨年巨人軍の王選手が国民栄誉賞を受けた際に福田内閣総理大臣が贈っているのです。私は、総理大臣がこれを選んだものではないと思ひます。しかし、日本政府の姿勢、鳥獣保護の姿勢がここに出ているのです。実は、こういうことを自然保護局長は、どうお考へになっているかというのを聞きたいが、実は、もうこんなことは言わなくなったってわかっていると思うからあえて聞かない。

私は、以上言いたいことはいろいろあることを言ってきた。なぜこんなことを私は幾つか指摘したかという、たとえばイギリス鳥獣保護協会など、世界じゅうの鳥獣保護の団体などから野生生物の最大の輸入国である日本は一体どうなっているのだろうか、調査費を出すから、ぜひ調べてくれというようなことを日本野鳥の会に依頼があったという事実がございませう。つまり国際的に批判が非常に強くなっている。日本が国際的にひんしゆくを買っている。輸出をたくさんして怒られていゝ。鳥獣、そういうものについては輸入をし過ぎて、実は国際的にも非常に重大問題が起こっている。このように正確にわかつていただきたいと思ひます。

そこで伺ひます。このような非難にこたえるためには、一九六三年に提唱され、すでに四十カ国が加盟し、効力を發揮しておる野生動物及び植物で絶滅のおそれのある種の国際取引に関する条約、通称ワシントン条約の批准を急ぐべきである、このように私は思ひます。実は、日本は一九七三年に調印しただけで五年間も批准ができていないわけでありませう。そして、その批准についてさまざまな意見が国際的にもございませう。国内の世論は、もう批准すべきだという世論が非常に熱してきているのではないかと思ひます。なぜできないのか。いろいろ理由をつけたとしても、たとえばある野鳥の研究家が足で歩いて調べてきた創製の値段についての表がここにございませう。たとえばサンバ、輸入価格が六千円、加工費が三千円、小売価格が二万円から十万円で取引されている。大型タカ、輸入価格が一万円、加工費が六千円、一万六千円のもの、小売価格では五万円から十五万円、イヌワシだと輸入価格が三万円、加工費が一万円、つまり四万円のもの、小売価格が十

五万円から二十万円、最近ではもっとしている、こういう状態があるのです。創製を扱う商売というものはもうかる商売だ、こういう立場から、ワシントン条約の批准について強い反対の意見が述べられていゝことは御存じのとおりです。

そこで、大臣に私は伺ひたいけれども、ワシントン条約の批准について環境庁はどのようなお立場をとっておられるか、そのことについて簡単に御答弁をいただきたいと思ひます。

○山田国務大臣 できるだけ早期に本条約の批准が行われることが望ましい、こういう立場に立ちまして、そういうことで、これは関係省庁にもそういうことを申し入れております。目下、外務省が中心になって、これについての批准の各省間の折衝準備というのを進めてやっているようございませうが、わが方の立場は、いま申し上げたようなとおりでございませう。

○岩垂委員 通産省お見えですか。批准についてはどのように考へておられますか。何か支障がありますか。

○黒田説明員 考へ方として、この条約が正しい方向に向かつておると思ひますが、実際の管理の問題でなお検討すべき事項が残つておるというところから、なお批准には至つておらないというふう

に私、了解しております。

○岩垂委員 その体制をつくるのにかなり時間がかかりませうか。いままで検討してきたのでしょうか。

○黒田説明員 外国為替及び外国貿易管理法というふうな、水際の輸出入の貿易管理制度というものは法律的にございませうけれども、これを実際に守らせるための具体的な措置というものは、単に法律的に、この条約を受けて規制をしただけでは実効は確保されないというところで、なお具体的にそこ

にまだ自信が持てないというふうにして思つております。

○岩垂委員 大蔵省お見えですか。大蔵省は支障は何かございませうか。

○武末説明員 この条約によりますと、規制の対象となる生物の輸出入につきまして、輸出許可証

あるいは輸入許可証の双方または輸出許可証を輸出入の際に提示しなければならぬということになっておるようございませう。したがひまして、この条約が実施されることになりましたと、その輸出入に当たつて、いま申し上げたような許可証が添付されているかどうかということについては、これは税関で確認をするということになるうかと

思つております。

ただ、そのためには、その実施のための具体的な国内措置、国内法令の整備とか、認定資料の整備、そういったようなことを各主管官庁でまずやつていただくということが必要なのではないかと

いうふうにお考へております。こういう意味で、現在、外務省が中心になって検討を進めておられるということございませうので、大蔵省としてもこれに参加しておるということございませう。

○岩垂委員 外務省おられますけれども、また後で聞きます、いま、大臣が時間だといふものから、大臣、いま私が指摘したような事実を改めて御認識いただきたい。そして、いま大蔵省なり通産省から意見を述べられました。それほど基本的な障害ではないのです。やる気になれば、これはそれほど時間のかかることでもないのです。私も、実はいろいろな意味でそういう問題点を検討さしていただきました。だから、愛鳥週間最大のプレゼントとして、この次の国会で批准の手續をとるように、調整権限を持つていゝ内閣総理大臣とお話をすることのできる環境庁の長官なんです。それから、ぜひこの次の国会で批准手續をとりたい、そういう決意を述べていただきたい。

○山田国務大臣 できるだけそういうことで対処する方針で臨みたいと思ひます。

問題は、日本では鳥というものを世界と違つてかごの中で飼うあるいは創製というものを愛する

的を達するために必要があるのではないか、こういうような感じも私は持つております。

○岩垂委員 関連して、ラムサー条約、これは野生生物を守ろうというだけではなくて、渡り鳥の中継地、つまり干がたや湖沼を各国が力を合わせて守ろうという、いわゆる国際湿地条約でございす。これも批准していません。日本は加盟してないのではありません。去年十一月に国際機関から働きかけがあったことは御存じのとおりです。私は、ラムサー条約もぜひこの次の国会で批准をする手続をとっていただきたい。そのために環境庁長官が腹をくくっていただきたい。率直にこれは私お願いをいたしますが、御答弁を煩わしいと思います。

○山田国務大臣 私のもそのつもりで、すでに事は地方庁とも関連するものですが、準備を進めているのが現在の状況であります。

○岩垂委員 繰り返して申し上げますが、これだけ国際的な世論の非難を受けている、国内的にも世論は熱してきている。ですから、その条約の批准の御検討をぜひ煩わしい。

実はこの十五日からですが、日本野鳥の会が国際条約批准促進の国際シンポジウムを開きます。これに環境庁の代表、責任ある人が行ってごあいさつをするという事はできませんか。できたら大臣に出ていただきたいのです。これは私が申し上げなくても知っているように、英国の鳥類保護協会、動物愛護協会、あるいはアメリカ政府の野生生物局、地球共存会、国際自然保護連合の代表など、国際的な機関の代表が来るのです。環境庁長官が出て、あるいはそれにかわる方が出て、ここでやはり日本の態度を明らかにしてほしい、このようにお願いしたいと思うのですがいかがですか。

○山田国務大臣 いまのお話、とにかく私なり何なり責任のある者が出て、そういう国際的なことに對するわれわれの協力の姿勢を示す態度をもって臨みたいと思います。

○岩垂委員 ぜひとも大臣に出ていただきたいというお願いをして、参議院に行かれる時間が来たそうですので、どうぞ。

私は、実は本当はこのところをもう少し大臣と詰めたかったのです。しかし、参議院の方も日程があるというので、私も、それはやむを得ないと思ひます。しかし、こちの方が定例日なんだからこち行ったりということでは私は困る、このように思ひます。その点を申し上げておきたいと思ひます。

外務省お見えですけれども、ワシントン条約あるいはラムサー条約、これらを外務省も――私は園田外務大臣にまたお願いをするつもりですけれども、外務省として積極的な姿勢をとって今日まで来られたように私も思ひますので、その準備の状況などについて一括して御答弁をお願いしたいと思ひます。

○丸山説明員 御説明申し上げます。

野生の動物及び植物で絶滅のおそれのある種の国際取引に関する条約、いわゆるワシントン条約でございますが、先生御指摘のとおりわが国はこの条約の趣旨に賛同いたしましたして、昭和四十八年に署名をしております。私もつい最近まで、この条約を締結したいという方向で現在、技術的な面、何分にも国際的な取引に係る条約でございますから技術的な面が多々ございすのでその点、あるいは国内的な体制等について検討を行つてゐる次第でございます。

ラムサー条約につきましても検討を行つております。

○岩垂委員 五年たつてゐるわけですね。そして検討をし始めてからかなり久しい期間が流れてゐるわけですね。ですから環境庁長官も、次の国会をめどにして努力をすとおっしゃいました。外務省としてもその方向で全力を挙げて取り組んでいくというふうに考えてよろしゅうございすか。

○丸山説明員 外務省といたしまして抱えております条約案件がどのくらいあるのか私つまびらかにしておりませんが、私もとしては全力を挙げて努力したいと思ひます。

○岩垂委員 もう一遍大蔵省と通産省に、ぜひその決意のほど――つまり皆さんの決意にもかかつてゐるわけですね。これは、私が細々といろいろな事情を言ひましたけれども、皆さんにも正確に理解をお願いしたい。国際的に日本がひんしゆくを買つてゐる状況というのをいつまでも放置しておくことはよくないし、たまたま愛鳥週間、バードウィークの三日目です。関係者として、担当者としてぜひできるだけ早く詰めて、批准手続を行えるような体制を外務省なり環境庁と協力をしてやつていくという決意をこの機会に御表明をお願いしたいと思ひます。

○黒田説明員 通産省といたしまして、先ほども申し上げましたがいろいろ問題もあらうかと思ひますけれども、ただいま御指摘のございましたように、積極的な方向で取り組んでいくべきものと考えております。

○岩垂委員 もう一言。通産省が何かネックだといふことが言われているのですから、その汚名を返上する意味でも、いままです検討した結果で見当がついてゐると思うのですが、時間、期間はどのくらいかかるのかという気持ちも述べていただきたい。

○黒田説明員 具体的な期間については私ここで申し上げる立場にはございせんが、ただいま先生御指摘の御趣旨に沿つてやらせていただきたいと思います。

○岩垂委員 大蔵省。先ほども申し上げましたとおり、条約実施に伴う国内体制を整備されれば、税関としてはそれに従つて実施されるものというふうに考えております。

○岩垂委員 別に税関の人数をそうふやす必要はないのではありません。

○武末説明員 現在でも特殊鳥類あるいは鳥獣保護、こういった法律に基づく証明書の添付の確認については税関で実施しております。今回の条約によりますと、規制の対象が非常に幅が広いので、その点が従来とは大分様子が変わってくるかとも思ひますが、事柄の本質としては変わりがないというように思ひます。

○岩垂委員 大体環境庁は前向きで、外務省も取りまとめる努力をしてゐるけれども、大蔵と通産がやはり相当抵抗してゐるという話を聞いていたのですが、いま承るところによれば、そういう前向きな環境庁あるいは外務省の取り組みの中で協力をしていくというお答えをいただいたものと確認をさせていただきます。ぜひそうしていただきたいと思ひます。

政務次官、せっかく長いこと座つていますから、この問題について御所見を承りたいと思ひます。

○大蔵政府委員 先ほどから岩垂先生の御意見を伺つておりました、私も本心に心を打たれました。私も人後に落ちない鳥獣類の愛護者であると思ひしておりますので、本心にそうだと思ひました。

鳥や動物の取り扱い方とか態度が、国際的に見まして日本は決して文明国の一國として扱われていない、文明国までいってはいないという事を私はふだんからいろいろなことでも体験しておりますので、岩垂先生のおっしゃいましたように本心にラムサー条約もこのワシントン条約も一日も早く締結してほしい、批准してほしいということ、私も一生懸命努力させていただきます。

○岩垂委員 本当だ、ぜひそうお願いをしたいと思ひます。

これは自然保護局長で結構ですが、ラムサーに関連して、環境庁は、干がたや湖沼の特定の作業をいまなさつておられるわけでしょう。日本の場合は、当初は大体何カ所ぐらい指定なさる予定か、その点を御答弁いただきたい。

○出原政府委員 条約上は最低一カ所あればいいというところでございます。その候補地を選定をするというところは、地元の了解等も必要な問題でございます。私どもも現在その折衝を進めておるところでございます。具体的な候補地なりその箇所数を申し上げるところまでまだいっておりません。大変申しわけなく存じますが、私どもできるだけ早い機会にそれぞれの了解を得て進められるような努力を現在いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

○岩垂委員 これは、いろいろなやこしいことではないわけですから、環境庁の努力でできるのですよ。だから、ぜひこの次の国会に提出をするように事務当局としても、いや政務次官も御努力をお願いしたい、このように思います。

この際、伺っておきますが、政府が野生動物の保護と管理について研究機関を設ける、そして研究とその成果の普及に努める、そして、できればそこでは一種の研究所みたいな機能も持たせて専門官の養成、専門官が非常に不足しているのです。このことを提案をいたしますけれども、この問題についてはどのようにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○出原政府委員 鳥獣保護の行政を推進していく上には、御指摘のように野生鳥獣に関する専門的な知識、技術を有する者の確保を図ることが重要でございます。従来から私どもの方も、都道府県に對しましては、職員に當たつては野生鳥獣の管理の知識を有する者を努めて選ぶように依頼し、指導を行つておるところでございますが、今後さらに国及び都道府県の職員の研修の充実を図る等によりまして、専門職員を養成することに努めてまいりたいと考えております。

○岩垂委員 やはり研究機関を設ける必要があると私は思うのです。それはどお金がかかるものじゃないのです。だから、来年度予算などでこの検討をして、いま時期なんです。最初は小さくてもそれなりの機能を持ち得ると私は思います。先ほど大臣は、国民は要するに鳥を飼う習

慣があるという言葉を言われました。それも一つの真理だと思ひますけれども、そういう問題を、それでいいのかという国民に対する問いかけというものが行政のサイドから行われていかないとすれば、いまのような自然のままに、もうけ仕事のために、世界じゅうの貴重な鳥獣が殺されたり、輸入されたり、あるいは日本に集められたり、日本が何となく禁止された鳥獣の横流し国みたいにレッテルを張られる、こういうことになりかねないのであります。そういう点で、ぜひ研究機関の設置について環境庁が予算要求をしていただきたい、その体制を組んでいただきたい、このように心からお願ひをいたしますが、その点についての誠意ある御答弁を煩わしたいと思います。

○出原政府委員 経過的に申し上げますと、鳥獣保護の業務は林野庁が持つておつたものを環境庁が引き継いだわけでございますが、現在、林野庁におきましては農林省の林業試験場に鳥獣科が置かれるということがございまして、しか、環境庁といたしましては研究機関を設ける必要もあるというところは自然環境保全審議会の御意見もいただいております。現在、国家公務員の定数については厳しい状況でございますので、実現には非常に問題が多からうと思ひますけれども、私どももいたしましては、今後努力をすべき大きな問題の一つであるというように理解をいたしております。

○岩垂委員 これは出原さん御存じのとおり、鳥獣保護職員連盟も超党派でそういうことを提言しています。だから、あなたの方でやる気になれば、受けさらはそれを支えていくことの条件が整つていくわけです。いいですか。問題は、環境庁がその気になるかならないかなんです。私は、膨大な予算を最初から組めと言つては、いやなものです。そういうシステムを環境庁の位置づけの中にきちんとなさい、これを言つては、いいです。だから、これはそういうふうな努力をするというところを、来年度です、いつまでもやらないで、ぜひもう一通決意のほどを承りたい。

これは政務次官。

○大蔵政府委員 特に先ほどの関連でもございまして、けれども、日本に大変必要なことだと思ひます。そういうことを通じて、一般の国民に鳥類や動物を愛護する、保護するという気持ちを普及していくというために、そういう専門の研究施設をつくるということとはとても大事なことであります。で、来年度の予算というものを目標に置きまして、長官にハッパをかけますと申し上げていいのか、御相談して一生懸命やります。

○岩垂委員 大蔵先生、これは歴史に残る仕事なんです。だから、あなたが政治生命をかけてもやってみたいというぐらいの決意を、環境政務次官をやつておられるわけですから、歴史に残る仕事をやつておられたい。だから、ハッパをかけるなんてものじゃなくて、あなた自身がその気になつて駆け回るといふ御決意を、しつこいようですがもう一通承つておきたいと思ひます。

○大蔵政府委員 私個人の気持ちとしては、本当に熱意を持ってやりたいのです。(やりやう)と呼ぶ者あり、では、やります。

○岩垂委員 ありがとうございます。まだ喜んでいかうかわかりませんが、そのようにしていただきたいと思います。

文部省お越しですか。環境庁が愛鳥モデル校を初め学校教育で鳥獣保護運動に取り組んでいることは御存じのとおりであります。しかし、これを私、現実に現場の学校でとらえてみますと、担当の教師が一生懸命やればやるほど何かよい仕事をしていけるように思われる面もある。すべてだとは言いません。幾らやっても実績にならないとかあるいは出張扱いにもならないという現実がここにあるわけでは、私は、環境庁サイドだけではこの運動はだめなんです。文部省と提携をしなければならぬと思つておるのです。たとえば教育委員会などにしっかりと通達を出していただくとか、あるいはカリキュラムや教科書にもっときちんと入れていただくとか、つまり未来を担う子供たちの教育の中でこの問題を積極的に取り上げていく

必要があると私は思うのですが、文部省の御協力を願ひたいという気持ちを込めて御答弁を煩わしたいと思います。

○熱海説明員 学校教育では、従来から理科、社会あるいは道徳、こういった教科の特質に依じて、それぞれ環境保全の観点から、あるいは生命尊重という観点から、この愛鳥の問題も含めて取り扱つてきているわけですが、それ以外に、いま先生が御指摘のような特別活動という分野で、そういった集箱をつくつたりあるいは渡り鳥のえづけをしたり、こういった活動などが学校によつていろいろやられておるところでございます。文部省でも、自然保護連合主催のこういった作文の募集とかいったものについては従来からいろいろ一緒にやつてきましたけれども、この問題は教育上も非常に大事な問題だと思ひます。

なお、そういった意味では、今後ともこういった問題に對して積極的に協力して一致ともにやりたいと思つております。

○岩垂委員 もうちょっと具体的に、教育委員会に通達を出して、たとえばバードウィークなどの機会に積極的な指導をしていくということについてはよろしうございませうか。

○熱海説明員 従来も、もちろんそういった意味では教育委員会等の御協力を得て、そういった作文の募集なども文部省も参予をしておりましたから、こういったことも含めてさらに今後積極的に問題に取り組んでいきたい……(岩垂委員「通達を出していただくことはいいですがね」と呼ぶ)はい。

○岩垂委員 ありがとうございます。皆さんお忙しいですから、最後に外務省の丸山さん、大蔵省の武末さん、通産省の黒田さん、文部省の熱海さんにもお願いをしたいと思ひます。私がさつき申し上げた国際条約の批准を促進するための国際的なシンポジウム、十五、十六、十七日とありますが、せめて十六日のこのシンポジウム・オン・ザ・ワシントン・コンベンション、二時から五時まででございますが、オブザー

パーで結構ですから、ぜひそれぞれの省から御参加いただけるという御答弁をいただけますか。

○黒田説明員 いい機会ですから、私の方からはしかるべき者をオブザーバーとして出席させたいと思います。

○丸山説明員 私どもの方もしかるべき者の出席、あるいは私かどうかわかりませんが、ぜひとも検討いたします。

○武末説明員 ただいま初めて伺いましたので、よく検討させていただきます。

○熱海説明員 参加する方向で検討させていただきます。

○岩垂委員 できるだけ出てくださいます。ぜひひとつよろしくお願いをしたいと思います。お忙しいでしょうから、お引き取りいただいて結構です。

私は、統一してこの法律全体について意見を述べさせていただきます。御答弁をいただきました。ありがとうございます。

○岩垂委員 できる限り出てくださいます。ぜひひとつよろしくお願いをしたいと思います。お忙しいでしょうから、お引き取りいただいて結構です。

私は、統一してこの法律全体について意見を述べさせていただきます。御答弁をいただきました。ありがとうございます。

○岩垂委員 できる限り出てくださいます。ぜひひとつよろしくお願いをしたいと思います。お忙しいでしょうから、お引き取りいただいて結構です。

私は、統一してこの法律全体について意見を述べさせていただきます。御答弁をいただきました。ありがとうございます。

○岩垂委員 できる限り出てくださいます。ぜひひとつよろしくお願いをしたいと思います。お忙しいでしょうから、お引き取りいただいて結構です。

私は、統一してこの法律全体について意見を述べさせていただきます。御答弁をいただきました。ありがとうございます。

○岩垂委員 できる限り出てくださいます。ぜひひとつよろしくお願いをしたいと思います。お忙しいでしょうから、お引き取りいただいて結構です。

私は、統一してこの法律全体について意見を述べさせていただきます。御答弁をいただきました。ありがとうございます。

○岩垂委員 できる限り出てくださいます。ぜひひとつよろしくお願いをしたいと思います。お忙しいでしょうから、お引き取りいただいて結構です。

私は、統一してこの法律全体について意見を述べさせていただきます。御答弁をいただきました。ありがとうございます。

○岩垂委員 できる限り出てくださいます。ぜひひとつよろしくお願いをしたいと思います。お忙しいでしょうから、お引き取りいただいて結構です。

私は、統一してこの法律全体について意見を述べさせていただきます。御答弁をいただきました。ありがとうございます。

なっているのでしょうか。

○出原政府委員 法律の体系としてそれを必要とするかどうかという問題は別途あるかと思いますが、私どももいたしましては、現在の鳥のほかに、けものを含めまして、野生鳥獣が日本の中に現在、鳥で五百種類と言われていると思いますが、どれだけおるか、そしてそれがどの地域にどのよう分布しているかということにつきましても、従来、学者の研究その他いろいろございまして、国として総合的にまとめることにつきましては、御指摘のようにまだ十分でございせん。したがって、昭和五十三年度及び五十四年度におきまして、第二回の緑の国勢調査の五十三年度の仕事をいたしました。野生鳥獣の現状の把握ということとを主眼点に置いて調査をいたしたいということとで、現在その実施の準備に取りかかっているところでございます。

○岩垂委員 これは、もとの大石環境庁長官が全国禁猟区という考え方を示されて、そのままだになっているわけですね。今度の法律改正に関連をして、いわゆる乱捕、自由猟場をなぜなくさなかったのか、理由を承っておきたいと思うのです。自由猟場では、もう御存じのとおり事故が非常に多い。ハンター以外に対する被害が非常にふえている。危険なスポーツ——スポーツというふうには断定をしないわけですが、そのように考えられている銃猟というのは、たとえばゴルフ場やフィールドアーチェリーなどと同じく猟区のみで限定していくべきだ。これはやはり国民の世論ではないかと私は思うのです。そういう点で、今度乱捕というものをなくしにならなかった理由について御説明をいただきたいと思うのです。

○出原政府委員 鳥獣保護及び狩猟の制度の適正化につきまして、昭和四十七年に自然環境保全審議会に對しまして、今後のあり方について御諮問を申し上げたわけでございます。それにつきましての答申を今年の一月の二十日にいただいたわけでございますが、この間数年を要しました間、大きな理由は、御指摘の猟場の考え方について審議会

の諸先生方の御意見が一致をいたさなかったというところでございます。そのためにこれだけの期間を要したわけでございますが、最終的に、大きく分けますと三つの意見が一致しないままであるという御答申をいただいたわけでございます。環境庁といたしましては、これの具体的な取り扱いは私ども非常に苦慮しておいた問題でございまして、その内容は、現行の制度をそのまま維持していくのが望ましいのだという考え方が一つでございまして、それからもう一つの考え方は、限られた場所だけで猟ができるようにすべきであるという考え方であり、さらにそれを限定しまして、猟区、放鳥を中心とした猟区で、たとえばキジでございますか、そういった特定の種類の鳥だけを撃つような猟場を設けるべきである、それ以外には禁止すべきであるという三つの考え方が実は一致をいたしました。そういう意味におきまして、現行の制度を大きくいじくるということとはなかなかむずかしい。これは実は背景をいたしましては、諸外国の場合と日本の場合とで歴史的な背景が異なっております。特に土地の所有については、日本では細分化されておるとかあるいは狩猟権が確立していないとかいったような問題とも絡んでおりますので、非常にむずかしい問題であるわけでございます。

○岩垂委員 土地の問題ということも承りましたけれども、たとえば私設の猟区、これは一定面積があつて希望するところがあれば、これは私はそれに対する私設の保護区というふうなものを認めるべきではないか、こんなふうに思うのです。というのはいくつかの例、もう申し上げません。鉄砲撃たれと木が痛みますから、でたらや

は保護区にしてほしい。しかしこれは、私有地であるという場合には、できないのです。こういう問題というのは、いまの中間的な措置としても認めるという方向を出すべきではないか、こう思いますが、いかがですか。

○出原政府委員 そういう考え方もございまして、鳥獣の保護につきましては、保護をする

きに、逆にまた害がふえてくるというふうな問題もございまして、それらを含めて責任のある体制でということになりますと、鳥獣保護区は国または都道府県が設定するというのが基本的な考え方であるというところは、やはり持つべき立場だろつと思つております。その上に御指摘のような私営のも認められてよいかどうか、これは即座に私どもも答えの出る問題ではないと思つておりますが、今後の課題の一つであるというふうには考えております。

○岩垂委員 ぜひこれは検討してほしいと思うのです。希望しているところがあるわけですから、そういう制度上だめだというふうにならぬように突放さない方法を何か考えていただきたい、このように思つております。

それから例の張り網、これはカモ猟用のものが主としてあるわけですが、カモ以外の禁鳥がかかる例が非常に多い。これは禁止すべきではないか、こんなふうに思つておりますが、その点はどうですか。

○出原政府委員 かすみ網はもうすでに禁止をいたしておりますが、張り網についてはまだ禁止をいたしていません。ただ、御指摘のように、張り網に狩猟禁止されておる鳥が無差別にかかって捕獲されるというふうなことになることも、実は現在の状況をよくよく見てまいりますと、一人の人間なり許可を受けた者の管理能力を超える張り網を張つておるものが大きな原因であるというふうなこともあるということを私も承知をいたしております。張り網のよく行われる地域に先般私どもの主管課長を派遣いたしました。実情を県の方から十分聴取をするといったようなこともいたしていただいておりますが、この問題はできるだけ早期に、張り網に関する規制を強化するという方向での関係県の意見をいま聞いておりますので、それに基づきまして今後の措置を検討いたしたいというところでございます。

○岩垂委員 有害鳥獣駆除をハンターに依頼するというのはどうも問題があるのじゃないかという

意見が非常に強いのです。たとえば凶悪犯の逮捕を警察が空手や柔道のクラブに頼むだらうかというようなたとえを指摘をする人もいますけれども、スポーツハンティングという考え方と、コントロールハンティングというのは本来異質のものだ、私はそう思うのです。したがって、有害鳥獣駆除というのは行政の一環として可能な限り専門官がこれに当たるべきだ、こういう考え方を述べたいと思うのです。

もうだんだん時間が迫ってきましたから、とめて伺います。同時に、実際にハンターの資質が非常に低いために、私がさっき申し上げたことに關連をして、有害鳥獸駆除というものが十分機能していないという例がごさいます。送電線を切ってしまったら、これは神奈川県、私の方でもあったのですが、勢力を間違えて撃ってしまつて、亡くなつてしまつたのです。そういう問題を考えたときには、實際問題として、駆除というものの考え方には、たとえば鳥獸の实数を把握できなかったり、あるいはシカやカモシカの生け捕りに失敗したり、いろいろなケースがあるわけです。これは私りが申し上げなくてもわかっていると思う。そういう意味では、たとえば外国のプロを招いても、ハンターのクラブにイージーに委嘱をしていくと、いうやり方はやめなければいけないんじゃないか、こういうふうに思うのです。この点について、はどのようにお考えですか。

○出原政府委員　有害鳥獣の駆除につきましては考え方がいろいろあるかと思ひます。一つは、狩猟が結果的に有害鳥獣の駆除に寄与をしておるといふことは、先般の自然環境保全審議会の御答申の中でも、鳥を保護することに熱心な方々も、あるいは狩猟に熱心な方々にも共通してあつた意見でございします。しかし、それが主体であつていいのかどうかという問題になりますと、これは別途あるかと思ひます。ただ、一面から取り上げますと、それを公営にするのがいいのかという問題になつてまいりますと、これは農業被害その他が起るわけでございますが、基本的には、被害者が

みずから許可を得て駆除を図るということが一番基本にあるべきだという議論もございます。これらを総合しましての問題になるかと思いますが、そのほかにまた、結果的にそういうことを認めながら、やはり公営でやるということとは、つけを税金に回すというところでございますので、その辺に於いても、国民全体のコンセンサスがどこにあるかという問題もあるかと思えます。これらを総合して判断すべき問題であると思えますので、現在の制度をいま直ちにいじくるということとはなかなかむずかしいかと考えます。

○岩垂委員　獺狩というものが有害鳥獣のコントロールあるいは発生防止に役立つという論理にはやはり限界がある。これはもうお認めになつていらっしゃると思うのです。それは、例を挙げるのと、たとえばハンターにとつて魅力の乏しいカラスだとか、あるいはゴイサギなどはほとんどとらないわけです。野犬も同じですよ。したがつて、これらの鳥はどんどんふえこそすれ減らないわけです。特に私の選挙区などでも、ムクドリとかオナガなどの、獺鳥でない鳥の害性が高まつていけるけれども、これらの増減と獺とは全く関係がなない。だから、スポーツハンターに獺の公益性という考え方があつても、そういうものだけに行政が寄りかかつてはいけません、こんなふうに私は申し上げておきたいと思うのです。これは、もういま御答弁をいただきましたから、そういう観点をこの際は考えていただきたいというふうに思います。

それにしても、いま鳥獸專門官というのはたつた一人ですってね。これは何ともお恥ずかしいと思ふんだな。アメリカの連邦政府でもドクター・クルスの専門家が二百人ぐらいいる。予算の面ではばたつた一億円ちよつと。國際的にも、さつき申し上げた國際條約の批准を濟ませないものが多い。これは環境庁のみならず、さつき大蔵省は多量に拂つてしまつたけれども、係が違ふから御答弁をするわけにはいかぬと思うけれども、国自身が一体やる気があるのかないのか、私は、基本的な姿

勢をやはり承つておきたいと思ふのです。この点についてぜひ御答弁をいただきたい。

○出原政府委員　いま、専門官を取り出しての御指摘があつたわけでございますが、私どもの方の努力もお認めいただきたいという意味で申し上げますと、現在、環境庁の鳥獣保護課には十二人の職員がおりますが、ごく初歩の、近々採用した者を除きまして、相当部分はかなり専門の知識を有する職員でございます。役所の制度上、ライン業務とスタッフ業務とを行わせるということで、それらはいずれも専門の者でございますが、ライン業務を行う者は課長補佐という名前で業務をやらせておりますので、専門官というのはその中のスタッフ業務として一名ということでございますので、これは、林野庁から私どもが受け取るときは一つの班であつたものを課にしたわけでございますし、その時点におきまして、予算も一筆に十倍程度になつておるような状況にまで充実をいたしてきておりますので、なお今後努力を要すべき問題であるとは考えておりますけれども、その辺のところもお認めいただけましたらと思うわけでございます。

なお 予算の面につきましては、それにしても一億数千万ではないかという御指摘もあらうかと思いますが、現在の鳥獣保護法の基本的な体系といたしましては、その財源は都道府県の税に求めるといふことで、都道府県の目的税によって財源を賄うといふことを基本にいたしておりますので、県のその行政の費用を全部合わせますと三十億程度になっておるといふこともございますので、あわせて御了解をいただければと思うわけでございます。

○岩垂委員 たった一人というのはやはり現実な
んです。そして、私申し上げますけれども、県
場合もそうですけれども、国の場合でもその例外
ではないと思うのだけれども、地元へ行って、農
獣行政を担当するわけですけれども、実際問題と
しては、狩猟の免許業務などに忙殺されていまし
て、余り勉強する時間もないわけです。それ

で、二年もたてば榮転 こういうわけです。そしてまた新しい人が来るわけです。これがやはり私は、日本の鳥獣行政が諸外国と比べても立ちおくれている一つの原因ではないだろうかと思うのです。決定的な専門官の不足。これは、私、大変恐縮ですけれども、私も余り知りませんけれども、環境庁の諸先輩も、たとえば鳥獣などについて言えば、余り専門家じゃない方がおられますよ。多いですよ。私は、やはり専門のシステムというものをつくらなければいかぬと思うのです。たとえば林野行政の中にあるSP、そして地方自治体がこれの受けざらになる、そういう形でこれがベアになって仕事をしていく。そうしないと、法律をどうやって、行政でどういう形で努力してみても、最もその問題にかかわっている現場の専門家が不足しているということが問題だろうと私は思うのです。ですから、一つの例ですけれども、たとえばボランティアを採用していくとか、あるいは国立公園の自然公園指導員、これは全国に二千人ぐらいいいますか、そういう人たちにお手伝いをいたたく、あるいはそういう人たちを転用する、というようなシステムということをお考えになつたことはございませんか。

○出原政府委員　環境庁が発足いたしましたして、昭和四十六年からでございますから七年を経過してきておるわけでございますが、当初の経緯から申し上げまして、自然公園を担当しておる者と、それから鳥獣の保護を扱っておる者とがそれぞれ違つた官庁から来たわけでございます。それがいま一つの役所の中で、同じような目的で仕事をしようになつてきておるわけでございますので、これらが漸次融合して一つの行政として動いていくということは私どもも努力をしておりますが、なお今後とも努力をしなければならない部分が非常に多くございます。

専門の職員につきましても、自然公園の専門職員は実は鳥、けものについても非常に関心の深い、専門的な知識を持っておる者も多いわけでございます。そういった者につきましても、環境庁

の仕事の体制として両方にかかわってやれるようにということ、これは漸次進めておられますが、なお充実をするように努力をいたしたい。

一般の民間のボランティアにつきましても、まだそこまで手が届いておりませんけれども、御指摘のような問題は今後当然検討の組上に上せるべきものの一つであると考えております。

○岩垂委員 野辺さんの出世を妨げてはいけませんけれども、あなたは林野庁からお見えになつて、専門家にならないうちにまた戻つてしまふ可能性があるので、だから、そういう点も含めて、専門家の養成というものと、行政の上でその経験やあるいは知識を生かすことができるようなある程度きちんとしたシステムをこの際考えていただきたい、このことをぜひ私はお願いをしたいと思うのです。

なぜそういうことを言うかといいますが、結局、現在の鳥獣保護員というのは、ほとんど猟友会のハンターですね。猟友会の一の各々職的な意味さもある。これじゃ実際問題としてネコにカツオブシです。だから、事実上狩猟監視員になつてしまつていてという面があるのです。願わくは野鳥の会のような保護の側の人材を起用することをお願いしたいと思いたしたい、こんなことをお願いをしたいと思いたしたい、いかにがです。

○出原政府委員 鳥獣保護員の選定等につきましては都道府県の方にお任せをしておるわけでございますが、その府県によっては実情は御指摘のように狩猟の関係者の方がかなり偏つて多いというようなことも現にあるようでございます。私どもの方といたしましては、バランスのとれた構成になるようにということで都道府県を指導いたしておるところでございますが、その点につきましてもは足りないところはさらに努力をいたしてまいりたいと考えておるわけでございます。これは一方に偏つてのことになりますと、やはり御指摘のような問題も生ずることが多いかと思いたします。

○岩垂委員 時間がございますので、法律の身についてちょっと触れさせていたいただきたいと思うのです。

この後、最後にカモシカのこととちょっと聞きたいと思うのですが、その前に法律の第七条ノ四の適性検査、この内容は私は国が政令で決めてほしいと思うのですけれども、知事の裁量ではこれは困るのです。いろいろな違いが出てしまふわけですから、これは検査の基準もやはり同じだと思つて、全国一律にやるべきであらう。この問題はどうかというふうにお考えですか。

○出原政府委員 試験の具体的な内容につきましては、なお私も専門家の意見を聞きながら今後整理をしてみたいと思つておりますが、適性の検査につきましては、視力、聴力等について実施をしたいということでございますが、たとえばの例で御承知を願いたいのでございますが、自動車の免許は矯正視力〇・七ということを決めております。狩猟の場合にそれより少し緩いのがいいの、あるいはもっと厳しいのがいいの、同じ程度のものがいいのかといったようなことが基準になると思つております。これは環境庁が専門の方々の御意見を伺つた上で基準を示して、都道府県にはそれになつてもらうというようにいたしたいと考えております。

○岩垂委員 それはいいでしょう。

同じく七条ノ四、狩猟免許の更新の「講習ヲ受クルコトヲ努ムベシ」、これは法律の言葉だからこゝういふ言葉になるのかしらぬけれども、これはやはり「受クルベシ」という形で義務づけたいことには、努めたけれどもだめだったということになつてしまふおそれもあるわけですね。いま局長言われたように、道交法と違つて狩猟というのは年間三カ月か四カ月しかやらないわけですね。そこで免許者はすぐ忘れてしまふ。特に猟鳥と非猟鳥つまり保護鳥との区別みたいなことも、これはきわめて弱いのです。「努ムベシ」では、受けなくてもいいことになつてしまふのじゃないかということを感じずるわけですが、これはどういうふうに読め

ば、どういうふうに解釈すればいいのですか。

○出原政府委員 実は、これは自動車の免許になつて準備をしたものでございます。自動車の免許につきましてもこのような表現でございますが、先生御存じのように、にもかかわらず実行上は皆講習を受けるということで行われておるのが実際のようでございます。私も、十分行政指導によりまして講習を皆さんが受けられるように努めてまいりたいと思つております。

○岩垂委員 受けられるようにじゃなくて、やはり義務づけるような行政指導をやつていく、こういうふうに言つてくださいます。よろしうござい

ますか。

○出原政府委員 都道府県を指導いたします場合に、ぜひこれを受けるようにという形での指導を行つていくようにしたいと思つてございます。

○岩垂委員 どうもすっきりしません、法律用語でもあるようですから、これはそれ以上言いませんけれども、やはりそういう言葉遣い、問題がある。もし法律用語が問題だとすれば、むしろそれを直すべきだと私は思つております。

八条ノ八、特別保護区内の「鳥獣ノ保護繁殖ニ影響ヲ及ボス虞アリ」とする行為、これは埋め立てや干拓や立木竹の伐採、工作物の設置その他とあるけれども、たとえば投石だとか車馬の通行だとかいふような問題などは含まれてゐるのですか。そういうことは規制はしてないのですか。

○出原政府委員 この規定を改正することをお願いいたしております最大の理由は、特別保護地区の場合に、特に鳥が繁殖期に入つておるときに、観光客が撮影等のためにみだりに立ち入るといふことを規制したいということでございます。したがつて、マイカーにも入つてもらうことを遠慮してもらつたという事柄も出てまいるかと思つております。そういうものについての規制を必要とする場合に知事が規制できるようにということ、で、「政令ヲ以テ定ムル行為」という中にはそういうものを含めるようにしたいと思つております。

○岩垂委員 わかりました。

十条の銃猟制限区域の設定、これは入猟者をどうやって選定するのか、その選定基準をお示しいただきたい。

○出原政府委員 これは例を申し上げますと、休猟明けのときにハンターが一週に集まつてくることといったような場合に非常に危険であるということでございます。その場合に、どの範囲にどのように入人数を限定していくかということにつきましても、考え方はいろいろあるかと思つております。一つは申し込みの先着順という考え方もあるかと思つておりますし、あるいは抽せんによるという考え方もあるかと思つております。それから、そのような方法をとるにしても、現地の都道府県の人たちをどの程度優先するのかしないのかといったような問題もあつて、これらにつきましても、相当程度都道府県知事の裁量にゆだねるべき部分が多いかと思つております。いま言つたようなところをさらに検討いたしまして、都道府県がおとりになる基本的な方針を示したいと思つております。

○岩垂委員 実はもう御存じのとおり、県庁でその係をやつていた方が猟友会の役員か何かになつて、事によつたら同じ建物の中で机を並べているというふうなケースだつてあるわけですね。これはいままでの法律、つまりこの鳥獣保護の法律になる以前の狩猟法の状態とちつとも変わつていない状態があるわけですね。県が一つもデータを持っていないというところが多いんですね。ですから、実質的には猟友会に任せつ放し、こういうわけですね。だから、やはりその次の十四条の猟区管理規程、これは政令で決めるのかどうかということも聞いておきたいのですが、そういうことも含めて、環境庁が非常にこの法律の意味というものをきちんと指導しませんが、どうもならぬと思つております。この点、承つておきたい。

○出原政府委員 歴史的な経過もございまして、私どもは、そういうことに現在の職員が、都道府県を含めまして影響を受けて偏るということはないと思つておりますけれども、また、私ど

もの方も、そのようなことがないように十分指導してまいりたいというように考えております。

○岩垂委員 二十一条の罰金、これは五万円が三十万円になったのです。ところが、御存じのとおり、特殊鳥類の取り扱いに関する法律では依然として五万円なんです。二十五万円安いんですよ。こういう罰金のバランスといましようか、そういう問題はどのようにお考えですか。

○出原政府委員 実は、この一部改正案を御提案申し上げるに当たりまして、私もその点を問題にしたところがございます。ただ、特殊鳥類の法律に關しまして、ただこの罰金の条項だけを変えろというところが従来の例では実はございせんので、内閣法制局との相談の過程で、ちょっと無理だなあという問題がございました。そういう意味におきまして、今回は見送らざるを得なかったということでございますが、次の改正の機会には、当然これはまた改めるべきものであるというように考えております。

○岩垂委員 施行期日等の二に關連をいたしました、昭和五十四年四月十五日に狩猟免許を受けた者、つまり現在の免許所有者の切りかえが昭和五十七年九月十四日まで知事の行う講習及び審査に合格するだけでよいとする考え方というのは、少し危険ではないか。この審査というのは、新法に準ずる厳しい基準で、不合格者というのは救済措置を講じないようにはしないと、従来、たとえば不合格者を面接だけで実査審査をして合格させているというケースがあるのです。ハンターの数は、現在四十万ちょっとですが、これが事故を頻発させているという状況があるわけでして、この人たちに厳重な、既得権だなんということを言わせないで、やはりふるいにかけないか、新法の精神も死んでしまわないのじゃないか、こんなふうに思いますが、更新の際の講習、第七條ノ四も、このような趣旨によって義務づけて、不良ハンターというものを淘汰していくというふうにしなければならぬと思うのですけれども、その辺は、既得

権ということだけを何かに認めていくというやり方というのは、私は、少しイージー過ぎはしないか、せっかく法律を直した意味もなくなってしまうのではないか、このように思いますが、この点はいかがですか。

○出原政府委員 現在すでに免許を受けておる人たちにいつてどう扱うかという問題は、こういった規制を厳しくするときにいつて出てくる問題でございます。私も御提案申し上げましたような形で、講習会を受け、適性検査を受けて、その結果、それによって試験を受けた者と同等にみなすというように御提案を申し上げましたのは、いま御指摘のございました、やはり既得権はできるだけ尊重せざるを得ないであろう。しかしそれに必要な手当ては十分しておくという趣旨でございます。従来、道路交通法の四十年法の改正でも、三輪の免許及び軽免許が廃止された場合に、旧法による三輪及び軽免許は、公安委員会の行う審査に合格すれば、従前運転できなかつた車種も運転できるというような規定を設けておりました。前例もございまして、この程度に考えたと、いずれも人命にもかかわるような問題での経過の規定でございますので、十分審査の上で特例を設けるということはやむを得ないではないかというように判断いたしました次第でございます。

○岩垂委員 どうもそこところはちょっと甘いんですよ。やはりこれはきちんとしてもらわねことにはどうにもならぬと思うのです。実は既得権というものがもう一つありまして、獲物が少なくなつてしまつたものだから、もうそんなに数をふやすな、おれたちだけでひとつ山分けしようみたいな考え方があるという形で生かされてくる傾向もありますので、こういうことはやはりまずいと思ひますから、やはり不良のハンターはふるいにかけていく、こういう立場というものをひとつ厳しく御指導願ひたい、このように思ふのです。それから狩猟獣の捕獲制限がないですね。少なくとも食肉性の毛皮獣というものは、生態系の中で重要な地位を占めている。そういう役割りを担

っているわけで、これを無制限にとらせるというのは少しおかしいのじゃないか。そういう意味では、キツネとかタヌキとかテンとかオシタチとかアナグマなども、これは少なくとも制限頭数を決めるべきじゃないだろうか、こんなふうに思ひますが、いかがですか。

○出原政府委員 先生、もう十分御案内のことだらうと思ひますので、あるいはこれはもう御承知の上で御議論のことかと思ひますが、鳥獣保護及狩猟ニ關スル法律の施行規則で、狩猟鳥獣につきまして、個別の制限はいたしてございます。ただ、いわゆる総量の規制はなかなかむずかしゅうございまして、その点についての規則はございせんけれども、たとえて申し上げますと、キジ、コウライキジ及びヤマドリは、合計して一日当たり二羽以内というふうな決め方をしておるわけでございまして、その点御了承いただけたらと思ひます。

○岩垂委員 もう時間がございせんから、最後に、実は岐阜県自然環境保全連合会というのがございまして、これは民間の団体ですが、私のところへ手紙が参りました。余り長くないので、ちょっと私、読ましてもらいます。

私たち岐阜県自然環境保全連合会では、ただやみくもに、カモシカを守ろうというのではありません。

あまりにも無策な行政の中で、カモシカだけが悪者にされ、何ら自然と林業が共存できる指針もないまま、「やれ捕獲だ」そして今ではエスカレートして「銃で撃たねば」という声に押しまくられていくからで。

私たちが最も訴えたいのは、このほど文化庁、環境庁へ提出した異議申し立て書行政不服申し立てを行つてゐるわけですが、その中に「盛り込んだ理由で言い尽くされていくので、それをここに添付します。吟味してください。」と言つて、それがついていますが、国がカモシカの調査を十分に尽くした上で、

本当にカモシカが異常繁殖しコントロールしなければならぬ現状なら、そして「何頭とったから森林への被害が無くなり、かつ種の保存にもさしつかえがない」という具体的な判断ができたら、私たちは捕獲にやみくもに反対するものではありません。

ただ、そうした調査や判断もいまままに、場当たり的な捕獲許可を出している国は追求されるべきです。カモシカという日本唯一の貴重な動物というこのほか、自然と人間生活をどう調和させるのかの大きな問題だと思ひます。

今のカモシカは地元では「増えた」と言ひますが、かつて天然記念物に指定されるずっと以前、人間が山奥深くに入らなかつたころに比べれば、生息数にしろ、生息地の面積にしろ今よりははるかに多いと大きな数字だつたでしょう。しかし、その当時、山を荒らしたこともなく、それが今山を荒らす害獣とみられるのはどうしてでしょう。人間が、彼らの生息地を荒らしたための当然の結果なのではないでしょうか。

野生動物の研究者たちは言ひます。「本来、害鳥や害獣はいない。人間が自然を荒らした結果、自分たちでつくり出した害獣だ」と。

カモシカ問題が起きてもう四年以上がたちます。カモシカ保護対策と森林被害対策を行政がもつと本腰を入れて取り組んでいたら、事態はもつといい方向に進んでいただけたと思ひます。

そして彼らは、実は大変細かいデータを送つてくれました。一生懸命で彼らも自主的にたとえは実態調査をやつたり、あるいは被害対策の実験をして、その結果を送つてくれました。ここでは細かくは言ひません。そしてこういうことを実は環境庁と文化庁に訴へてゐるのです。環境庁はこのことについてどのようにお考えになつていらつしやいますか。

○出原政府委員 カモシカの数、生態、あるいは被害の状況について基本的に調査を十分持つておるということがやはり一番大切なことであると思ひます。その点につきましては、文化庁、林野

庁、環境庁と、三庁がしばしば会合を繰り返しまして、共同の方針を立てるということ、役所が三つに分かれておりますが、政府として一本の方針をとってやるようにしたいということ、環境庁はその調査、文化庁は生態の調査、林野庁は被害の調査ということで、昭和五十三、四年度にわたってその調査を行うことにいたしております。抜本的な対策はそこで決めるべきものであると考えますけれども、当面の問題といたしまして、被害が非常に大きくなっております。殺さないで済むだけ生け捕りにする方法をとってほしいということ、最初はおなでということ、お願ひいたしますが、なかなかむずかしいようでございます。今回お願ひしております法案の中で、環境庁長官が認めた場合には毒薬、劇薬を使ってもいい。これはいわゆる麻酔銃の使用でございますが、これも効果がどこまで期待できるかについては、まだ私も十分確信は持っておりませんが、さらに新しい方法を見つけ出して、カモシカを生け捕りにして動物園等に預けるというような方法で対処してまいりたいというように考え、かつ努力をしておるところでございます。

○岩垂委員 ハンターに撃たせて殺すというようなことはさせないというふうに理解してよろしいですか。

○出原政府委員 私どもは現在の方針といたしましては、数的に明確になっておらない段階でございます。岐阜県の問題になっておる一部につきましては、おおよそ二千頭ということで、生息上から言えば十分な数に達しておることはある程度推測はできますが、なお大事をとりまして、これは撃つて殺すということのないようにしていただき、そのために麻酔銃の開発も急ぎたい、こういうことでございます。

○岩垂委員 もうちょっとください、余り時間をとりませんから。

長野県では若干問題になっていてもそれほど問題にならないのに、岐阜県では大問題になっている。よく調べてみると、被害額の方が生産額よりも高い数字がついているみたいなのという状態。ええ、実は指摘があるわけですね。生産額よりも被害額の方が多いというのはどうやって計算するんだらうかと思うのですが、面積でも同じです。結局補償金というものを取るための、何といひまじょうか、背景みたいなものがあるように思われてならないのです。のべつ追いまくっておりますと、それはカモシカだつて対抗的になりますよ、感情的と言つていいかどうか別ですけども。そういう実態の調査をきちんとしていくこと、そのことを国民の前に明らかにすること、そして被害の実態というものがどうあるのかということ、それをとらえて科学的にきちんとしていくこと、その上で対策は、捕獲技術の問題を含めて、あるいはその方法を含めて、そして特に捕獲のための専門家を含めてそういうことを考えていかなくてはいかぬと私は思うのです。率直に言うけれども、わなをつくつたけれども無理にとれないように追い込んでいくということさえ言われている。こういう状態を考へていったときに、私は、環境庁がもう少し文化庁なり何なりと連絡をとった上で、きちんとして、説得力のある科学的なデータを持つてこのカモシカ対策に臨んでいただきたい。これは西表のヤマネコも同じです。これは皆さんの関係じゃないけれども、イルカだつて同じだと私は思うのです。そういうデータなしに、被害があつたから何でも殺してしまえばいいんだ、私はテレビであのイルカの残骸を見て心が痛みました。確かに漁民にしてみれば深刻な問題があるでしょう。あるけれども、そういうことをやる前にとるべき手だてというものをきちんとしていなければ、こういう法律を幾ら直したつてだめなんです。イルカは農林省のようですけれども、そういう問題を含めてぜひ環境庁の姿勢をこの際最後に私は承つておきたいと思ひます。政務次官どうぞ。

○大蔵政府委員 国土の開発に伴ひまして鳥獣の中には本年に年々数が減つていく、いまのカモシカも、西表の絶滅の危機に瀕しているというの、また農林業などに被害を与えているというの、種々の問題も提起しているということでございますが、根本的にはやはり人間との共存共栄を図るという基本的な考え方によって必要な調整を行うかと思ひます。そのように努力をしていきたいと思ひます。

○岩垂委員 来年のバードウィークは、できればそういう問題を含めて国民の前に事実を、実態を明らかにして、そしてそのことに対する国民的なコンセンサスといわれるものを得る、そして国際的な信頼をもち取つていく、こういう努力を日常的になさつたそのいわば全体の結果としてバードウィークが位置づけられ、あるいはそういう環境週間みたいなものが位置づけられる、こういう努力をぜひともお願いをしたい、このように思ひます。

以上で終わります。

○久保委員長 次に、島本虎三君。

○島本委員 さすがに超党派議員連盟の、自然保護議員連盟の幹事長岩垂君だけありまして、格調の高いりつぱな質問でございました。それにこたへる環境庁の態度、少し押されぎみだつたように思ひますが、しかし大いに意気を上げて、これからがんばつてもらいます。大臣もまた政務次官も外交官の誉れ高い人であるというのを聞いてゐるのであります。それがいまちょうど鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案を提出して審議しておるのであります。私もよく聞かれていますけれども、ヨーロッパでは都市の公園にすむ小鳥の数、その種類でその都市の文化性を示すはかるバロメーターにしているのだ、こういうようなことを聞くのであります。大臣にしても、政務次官にしてもこういうような点は十分知つておられるかと思ひます。このようなこと、今回この法律案を出した、いみじくも一致するよ

うであります、何か天と地のような感じがするのであります、いかがでございましょうか。この法律は十全なものだという自信を持つてお出しになったのでしょうか。ヨーロッパの都市の公園にすむ小鳥の数やその種類が都市の文化性を示すバロメーターである。そして主婦もそこに住む人たかも知れぬ公園を大事にしている、小鳥を大事にしている、こういうようなことと比べてみてどのような感慨をお持ちでしょうか。大臣、ちょうど参りましたので御苦勞でありまじょうが、ひとつ決意を聞かしてまいります。

○山田國務大臣 いま島本委員が御指摘になりました、それは確かにバロメーターであらうかと思ひますが、むしろ公園だけではなくて、個人のうちにも自然の野鳥が来て、したがって、先ほどもちよつと申し上げましたように、かごで飼つたという習慣はございせん。みんな庭の中に巣と水盤といふものを置いて、それを外からながめる、こういう習慣で、これは長いいろいろなしきたり、習慣、いろいろのことの差であらうかと思ひますけれども、こういう愛鳥、自然の保護というものは政治の問題のほかに、そういう国民の自覚の支えといふものが両方相まつていくのであらうかと思ひます。今度のわれわれの法律については、鳥に対する態度あるいは狩猟制度、これは、あるいは先方においては、むしろ飼つた鳥を放鳥してとる猟区制というふうなものでやつてゐるのと、大分制度が違つておつて、本来から言えばそういうところへ持つていきたいというところで私も考へておりますけれども、急にいままでのあれを変えられないという中において、しかしながら自然の保護というものにだけだけわれわれの努力を近づけていくかという努力のあらわれとして何とか御理解いただければ、こう考へておるような次第でございます。

○島本委員 どうも要領を得ないようです。パリやウィーンでは主人が出勤する、そうすると奥さんはパンのくずを持つて表へ出て、手のひらにそれを乗せてやると小鳥が集まつてきて人間と小鳥

がもう完全に一体になっておる、こういうようなことを聞くのであります。これはやはり文化のバロメーターと申しますか、まさに私はきれいな

とうとい生活というものの尊厳を本当に感ずるのであります。この情景を通して、愛鳥週間といううようなものをただ一週間や一カ月だけでいいという問題じゃありません。周年、こういううな問題と取組まなければならないのに、まだバードウィークですか、何々旬間ですか、月間ですか、こういうことでお茶を濁そうとしておる。もし小鳥の数やその種類が都市の文化のバロメーターであるとするならば、なかなかまだそこまでいかないうような感じがするのであります。この方面にはいろいろと往來の激しかった政務次官に、格調高い御高見を承りたいと思うのであります。

○大蔵政府委員 確かに、一週間だけ鳥をかわいがろうとか動物をかわいがろうというところではないのでございまして、でも、全然ないよりも、そこに象徴されて啓蒙するという週間があるというところも一つのいいことではないかと思えます。私は日本人に少し失望しているのですけれども、先ほど長官もおっしゃいましたように、ヨーロッパでは子供のときから動物に対する愛情、鳥に対する愛情、そういう温かみを持った教育というか、習慣づけられている生活をしている、そういうことを日本でも子供たちの小さいときからしつけと情操教育で吹き込んでいかなければいけないのではないかと私は痛切に感じているところでございますので、いろいろな場で、いろいろな形で私も努力してやっていきたいと思っております。

○島本委員 それでは環境庁、環境庁所管の国立公園は何か所ほどあつて、そこにどれほどの鳥がすんでいるか、調査されたことがございますか。

○出原政府委員 国立公園にどのくらいの鳥がおりるかという点について調査したものはございせん。

○島本委員 文化性はまことに拙劣だ、下だといふことになるじゃありませんか。それがこれを出してきただけで、都市の小鳥の状態を調査したことがございせんか。

○出原政府委員 いま具体的なデータは手元に持っておりませんが、調査したことはございせん。

○島本委員 東京、大阪、名古屋、それぞれ大都市でありながら、大都市の公園にどれほどの鳥がいるのか、どのような鳥がすんでおるのか、こういううなことは調査してございせんか。

○出原政府委員 数まではわからぬようでございますが、どういった種類のものがどの辺にいますかという点については、ある程度の調査はあるようでございますが、申しわけございませんが、現在手元にございせんので、いずれ後ほど御報告をさせていただきます。

○島本委員 なるほどそれでわかつたのであります。鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案、どうもわからなかつたのはその辺なんです。鳥獣保護、それと狩猟、言葉は悪うございしますが、どろぼうと巡査に関する法律、こういうものを一つにして出したのと同じじゃありませんか。だから要領を得ない。なぜ鳥獣保護というところを優先させて法の体系を改める努力をなさらぬのですか。これはあまいまいじゃありませんか。したがって、岩垂議員が聞いても要領を得なくなるのは何かわかるような気がしましたが、この問題等につきましては、今回の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正法案、これこそ、鳥獣保護の見地から見るとまことに不十分だ、こう言わざるを得ないじゃありませんか。ただ一つ環境庁として誇り得るものを出した、こう思つたら、一律背反するような法律がこの中に盛り込まれておる。保護が主体なのか狩猟が主体なのか、これは一体どういうことなんでしょうか、ひとつ解明願います。

○出原政府委員 歴史的な経過から申し上げる必要があるかと思ひますが、当初はこの法律は狩猟法であつたわけでございます。社会経済の発展に伴ひまして、狩猟が乱に流れてはいけない、それにあわせて鳥を保護する必要があるということから

狩猟法の中に鳥の保護を取り入れた経過がございせん。昭和三十三年の改正におきまして、経済成長の結果、社会的に鳥については十分に保護を要する必要があるということで、法律の名前も鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律というように進めてまいつたわけでございます。そういう歴史的な経過を踏まえて、経済の発展に即応してむしろ保護を強化していく、しかも、これは相対立する概念でございますが、その相対立する概念の調整は政策的には必ず図らなければならない問題でございます。したがって、一つの法律の中でということもまた一つの方法であるというように私も考えます。

○島本委員 しかしそれにしても、明治六年太政官布告第二十五号、鳥獣規則、これが第一回目。それから明治二十五年勅令第八十四号、狩猟規則。それから狩猟法、明治二十八年法律第二十号、それから大正七年法律第三十二号、こういうふうにして変わつてきて、依然として狩猟が主体でありました。それが、第二次大戦後において、戦後の林野の荒廃、復旧、こういうような観点からそろそろ変わつてまいりましたが、鳥獣保護という言葉がついただけで、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、昭和三十三年法律第二十三号、こまで続いていてたわけなんです。今度の場合はやはりその延長なんでありまして、かたかなの法律ですね。ひらがなに直すべきじゃありませんか。その場合には、鳥獣保護の見地が主だとすると、鳥獣保護の見地を重点的にするような法律に今後はこれを書き改めなければ不十分であるということになりはせぬですか。これで十分だと考えましようか。大臣、簡単に答弁してください。

○山田国務大臣 私もそれは同感です。これはやはり、狩猟は狩猟、鳥獣保護は保護でいくべきだと思ひます。先ほど申し上げましたように、それはいままでの歴史的な経過がありまして、そこへいくためには、どうしても猟区制度というのは、その根本的なものをここで実施するといふ決意と、その準備というものが整わなくちゃいかな

という点のために、いわばなまぬるいような点になつたことは、自分自身でもこの点は自覚しているわけですが、ひとつせひそのようなところを目指して今後がんばつていかなければならぬと考へておる次第です。

○島本委員 それは大臣にしてできない法律体系の変更じゃありませんか、やれると思ひます。たとえば医師法がありましよう。医療に対する類似行為もあるでしょう、あんまだとかはり、きゅうだとか。いまそういう規定をしています。柔道整復師法もあるでしょう。みんなそれから独立してしまつていくのです。一本一本になつていくのです。こういうふうにしてみると、全部、医療類似行為となつていくのがきちきちと一本立ちになつていく。これは、いま明治時代から続いている狩猟に関する法律、それに上の方にちよつと鳥獣保護をつけて、またこういうふうになつていくからやることにならざるを得ないんだという考へ方は、優柔不斷です。やはりきちんとすべきです、できるのですから。ほかの方はやつておる。これは大臣、やる決意ぐらひは表明しておいていいじゃありませんか。それくらいやつても人畜に被害はございせんから。はつきりこれを表明しようじゃありませんか。伺います。

○山田国務大臣 私のこれについての考へ方は述べたとおりで、今後の問題としては、そういう決意でひとつこの点については検討、対処したいと思ひます。

○島本委員 これはやつておかないと困るのであります。あの環境事前評価法、これについての態度が決まつたようにきょう朝日に報ぜられておつたのですが、あれは決定ですか。

○山田国務大臣 あれは政務次官からもうお話があつたかと思ひますが、昨日も私、その問題を詰めて、そういうことは事実と反するところでございます。いま先においては、この点についてひとつ最終的な結論を出すという詰めに入つていくという段階でございまして、できるだけ方としては最終の努力をやつて、ひとつできる

だけできる結果を得たい、こういうのが現実の段階でございます。

○島本委員 これは朝日のきょうの新聞です。

「環境アセスメント法案流産 国会提出見送り」ということになっていますが、じゃ、これは誤報だということに解釈していいですね。

○山田国務大臣 現時点では誤報であります。

○島本委員 いつの時点で本当になるのですか。

○山田国務大臣 いま党の方でやっておりますから、いつの時点というものは、この点については速やかにわれわれの考えているようなところで結論を得たいと、こう考えております。

○島本委員 閣法であって、これは内閣が責任を持っております。その主管庁は環境庁ではありませんか。環境庁の長官はあなたですから、あなたが出す法律なんぞございせんか。それが、党の方に預けてあります、いつの間にか、これは養子に出したのですか。これは、やはりあなたの責任できちっとする法律だと思っております。結論は、じゃこれは、新聞に書かれていられるようになるのは来週ですか。それとも、こうならないということ、はつきり出す決意は、長官、できていますか。

○山田国務大臣 これは、政府部内においてはわが方の責任関係の法律の案であるということは論をまかせません。したがって、われわれとしては、この問題が実現するようにということで、あらゆる努力を、事務的にも政治的にもやって今日に至っております。この中でございします。われわれも、党は党というものの、立場がございします。にもかかわらず、わが方の方針は、その方針をもって対処していることには変わっておりません。

○島本委員 長官も十分御存じのように、いままでは公共事業優先ムードの中で、十五カ月予算だと、こういうような予算がいま実施されているのです。そして、産業界や通産省の強い抵抗がございします。膨らみに膨らんでいるような感じがしているのです。いまこそきちんとして、日本の将来のために、毅然たる態度をとっていいのは環境庁なん

です。その人はという、山田長官なんです。どうも、この点はあなたももっとしっかりしてほしい。ことに、乱開発、その結果として公害や環境破壊、こういうようなものを起こしています。諸外国ではもう実施されています。そうして、先進都市、地方都市の方でも条例は制定しているところもあるのです。それなのに国の方で、いままで報道されたところによると、その内容も、公開の原則は譲ってはいらない問題、住民参加の原則は譲ってはいらない問題、公聴会、こういうような問題に対しては毅然としてこれを入れなければならぬ問題、そして長官のチェックというものは何より重要な問題、全部それをとられた。それまでもここに出不せないということであつたならば、これはとんでもないことです。あなた自身辞任しなければならぬような、重大な問題です。もうすでに、時代の先取り、これが環境庁の使命の一つです。患者が出た場合には、それは企業だけの問題じゃなくて、実際に患者と会ってその対策を講ずる、そして横断するただ一つの法律は環境アセスメントです。この三つだけは環境庁のしきの御旗ではありせんか。一つずつおろされていく。私は、見るにたえないです。もう一回、環境庁が設置された、その当時の原点に戻るべきです。そして、十分な反省の上に立つて、来週こういうような報道をされるようなことがないように心から私は期待し、もう一回その決意を伺います。

○山田国務大臣 激励、鞭撻、これを多とします。われわれは自分の責任でこの問題に対処していることは、改めて申すまでもありません。ただ、後退、後退と言われる点については、私は異論があります。基本的な、事前にこれを評価するという問題、それから国民の意見を十分に聞く機会を持つという点、それから、それについて一つの基準をはっきりして、われわれがそのことについてインシテチブを持つ点、こういう点は、われわれはまだ案そのものは発表しておりませんが、しかしながらその実態というものがどうあるかと

いうことは、いろいろな客観的な問題との調査において、その実が上がるということを主にすべきであつて、そこにいかないうちのいろいろの御批判、これは私はお受けするわけにはいかない。われわれとしては、やるといふつもりで一生懸命になつてがんばつてやっております、この立場だけは改めて申し上げておきたいと思ひます。

○島本委員 これはやはり基本があるのです。何でもかんでも、取られても、切られても、そして両手、両足をなくしても通せばいい、こういうような決意だけを新たにしても、それはだめです。私は、やはりこの基本になる問題だけはきちっと踏まえた上でこれをやらなければならぬ。この問題だけは私は強く要請しておきます。そして私もとしては、これは早く出して、審議に乗る、五体満足な、こういうような法律として出してもいい。このことを要請しておきます。もう三十分しかないでありますから本題に入ります。もう

特殊鳥類の生息する関係という、干がた及び湿地保存のための港湾建設、埋め立て、こういうふうな開発計画については、慎重な環境影響評価を行うべきである。あたりまえな話であります。これに対して指導はどのようにしてございしますか。

○出原政府委員 具体的な権限を持った仕事としては環境庁としても非常にやりにくい問題ではございします。しかし、道路の建設その他のときには、自然環境に及ぼす影響等について事業の実施主体におきまして十分に環境影響評価をして支障のないように進めていただくように常に要望をしておるところでございします。また、その地域が環境庁の権限に關係のある自然公園の特別地域等にかかるとなると、当然、環境庁に対して協議を求めて、それについての意見を十分明確にするという方針をもって進めております。

○島本委員 先般、私もこの委員会でも若干質疑を試みた千葉県習志野市にあるあの谷津の干がた、あそこには約六千羽ほどユリカモメが翼を休めて

おります。その他カモ、カモメ、サギ、チドリ、シギなどの野鳥類が年間約四百種ほどいるという話であります。若干私も見てまいりました。初めあの場所は五十ヘクタールほどの面積であつたのです。その真ん中を横切るように湾岸道路がきちんと通つてしまつて、いまや三十三ヘクタールくらいしかなくなつてしまつています。その狭い中にもやはり野鳥が、渡り鳥が約五、六千羽、翼を休めている、こういう実態は局長も見てきたと思うのであります。あの湾岸道路をあの場所へなぞ通すようにしたのでしょうか。あの場合、完全な環境アセスメントをやつたのでしょうか、建設省。

○浅井政府委員 お答えいたします。御指摘の谷津干がたの個所でございますが、湾岸道路の都市計画決定が昭和四十四年にされておりました。これは船舶地区でございします。それにつながら習志野地区の区域決定を四十九年にやつておるわけでございします。あの場所に関しまして環境アセスメント、特に干がたとの関係につきましては、建設省では五十一年六月から十一月にかけて、谷津干がたの環境調査といふことで、いろいろ影響調査あるいは地形調査、それから基底の調査、底生生物の調査、付着生物の調査あるいは流入負荷量の調査、水質関係の調査といった一連の調査を実施いたしております。

なお、その後あつた形で工事を進め、鳥に影響のないような配慮から遮光板等を設けながらあつた形のものをつくつたわけでございします。また、五十三年一月には、道路建設後の干がたの環境調査を実施いたしております。その成果については現在取りまとめ中の段階でございします。

○島本委員 五十ヘクタール程度のところは多いと言へません。それも東京湾唯一の干がた、そこへ湾岸道路をつくつた。ちよつとそれにしてはどの経費がかかり、どれほどの距離になりますか。それを、やはり中をぶち切つています。そのことに対して環境調査評価をしたと言ひますが、環境庁はそれに対してオーケーを出したのです

か。

○出原政府委員 この道路計画は、いま建設省からお話しのように、すでに相当の以前から進んできております。したがって、そういう意味におきまして、すでに行われました環境影響評価その他もございまして、それからその計画自体につきまして、従来、環境庁がそれだけの干がたを残して鳥のために生息環境をつくるということであれば、計画自体としては了承するという事で合意をしたというように承知をいたしております。

○島本委員 では、合意をしたことに対して自分であれでよかったと思えますか、反省がありますか。

○出原政府委員 これはいろいろな考え方があると思いますが、欲を言えば切りのない話でございます。ただ、三十ヘクタールの干がたがここで確保されたということは、あの鳥の生息の状況を見てまいりますと、鳥というのはあちらこちらに移動しておいて、従来はあそこにはそうたくさんはおらなかったのが、やはり残された貴重なところであるということで、先生ごらんのように、また私も後で見せていただきましたが、ずいぶん多く集まっております。それらのために確保するという事は私もぜひ必要だと思えますし、その残された三十ヘクタールで十分に鳥と人間が共存できるように努力をしていくことによつてこの干がたの十分な利用ができるように、私も努力をしてみたいというように考えます。

○島本委員 建設省、どうして三分の一ほど切らなければならぬのですか。その横に土地があるじゃありませんか。土地があるのにどうしてあそこを横切らなければならぬのですか。私も後から行って見て唖然としたのであります。どうしてもないというならばいたし方ない、こんな無理なことば言わないが、あるじゃありませんか。少しぐらい出たって何でもないじゃありませんか。自然破壊が使命なんですか。

○浅井政府委員 湾岸道路の計画は御承知のように全体で十四車線という大きな動脈道路でございます。この計画としまして船舶地区、御指摘の干がたにつながる地域でございますが、その地区の都市計画決定が四十四年になされております。そのつながりという形での干がたにぶつかったわけでございまして。その際には、干がたをなるべくつぶさないように、本来ならばもつとつぶれる形に線形が引かれておたわけでございしますが、できるだけ避けて、五十のうち三十三を残すような姿に逃げたわけでございまして。もつと逃げられないかという御指摘もございしますが、それにつきましては、あの前後に若松団地とかいろいろ団地等もございまして、それとの接近等のことも考えなければいけません、そういうことで、総合的に考えまして三十三残れば鳥の生息には一応支障がないのではないかとという判断もいたしまして、あわせて鳥に対する構造的な配慮も加えながらああいふ線形を引いたわけでございします。

○島本委員 しかし、それをやったと言っても、水路は約三メートルか四メートル幅ですね。高さが一、六メートルですが、そういう程度のものが三本引かれていただけですよ。その中へ下水の水も入り込んでいますね。ああいふようなことにしておいて道路だけ通せばいい、こういう問題じゃないでしよう。手法からしても、そこを避けられなければならぬにして、少し山形にして通つて干がたをそのままだにしておくという手もあったでしよう。やはりそういう点は配慮が足りないし、環境庁も環境影響評価については毅然たる態度をとってもらいたいのであります。その態度も不足であります。

日米渡り鳥条約、これも一九七二年、昭和四十七年に調印してございまして。批准は昭和四十九年の九月にしているでしよう。そのほかに日ソ渡り鳥条約は一九七三年でしよう。日豪は一九七四年でしよう。これは調印して済ましているでしよう。そうなれば当然、日本にもああいふような干がた、渡り鳥ですからこれを守る義務もある。それを固有の事務にしてやっていると環境庁じゃありませんか。どうもこの問題に対しては環境庁は認識が不足だとか、この法律を出しながらもやはり狩猟の方に重点を置いている、こういう一つの考え方に貫かれていっているものであります。私は、そんなことではいけないと思うのであります。

そして、前の長官石原慎太郎議員が文藝春秋の五月特別号に書いているこの記事を読みました。これは、私の在任中も、半身不随の成田空港のせめてもの救いにと、東京湾岸道路建設で、谷津の干潟に集まる野鳥のために、干潟を潰す道路は迂回しろという反対があった。最初はスパンに架ける橋だから問題ないと思ったが、工事費を安上りするために、干潟の中に道路を通し、潮の出入りのために、道路の横腹に幾つか穴をあける構造なので問題になったとわかった。私も就任早々で、野鳥の愛好者、その代表たるクラブ記者に必要以上に丁寧に話を聞いたが、正直いえば、鳥は飛行機よりも身軽で自由なのだから、そこが具合が悪くなれば、広い東京湾なり外房なりどこか沼か湖なりに飛んで移って行けばいいので、愛好者もそれが趣味なら、そこまで追いかけ行って観賞すればいい。最後の長官がこんなことを書いています。最後には、

そのために、さらにペラペラな工費を掛ける必要が果してあるのかどうか。野鳥が嫌いな人間も含めて、一般大衆に向かって問うて判断したらいい話だろう。

これが前環境庁長官の手記であります。

私はこれを見て、やはり環境庁の考え方、さつき例を言ったけれども、この鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、これはあえて言うところ、どろぼうと巡査に關する法律というのと同じだ。重点をどこに置くんか、鳥獣保護か狩猟か、これはやはり狩猟に置いた考え方が貫かれていた。したがって、こ

れはもう鳥獣保護を独立させるべきだ、進歩的な長官の考えを得たから、これはもうこれ以上やらぬけれども、やはりこの中にずつと貫かれていたじゃありませんか。もう一回この問題も、環境庁が発足した原点に立ち返って十分反省しなければならぬ、私はそう思います。いま、この記事に対して、長官はどのような感慨をお持ちでしよう。

○山田国務大臣 石原自由人の発言でございますから、そのことについての評論は差し控えていただきたいと思います。鳥獣保護に関する私の基本的な見解は、繰り返し申し上げますけれども、鳥獣は自然環境を構成する重要な要素だから、そして国民の生活というものを豊かにする上で不可欠なものである、こういう基本的な認識に立つて、そうして適切な保護を進める必要があるという考えに対処しているという私の考え方を一つ申し上げただけでお許しくださいたいと思います。

○島本委員 また、これは建設省の方から、いま五十一年に着工のそのころの模様の話がありました。あれはもう工法は変えられたのです、いま言ったように弓なりにすればいいのですから。ただ、やはりここに書いてあるのが本当だとすれば、安上がりにするためにああいふふうにした。とんでもない、これは。そうなんです、建設省。

○浅井政府委員 安上がりにするためにやったという事ではございせん、構造的な考え方はいろいろあるかと思いますが、当時、先ほどからお話がございましたように、構造と工事方法につきましては、あらかじめ県の環境部、環境庁の意見を聞いて、干がたの現況についての調査を行った上で影響を最小とする構造、工法をとったつもりでございます。環境関係からの御意見では、道路に必要な部分の埋め立てはやむを得ないけれども、残存する干がたの保全については配慮してもらいたいという意見がございました。そういうことで、六百メートルに及ぶ遮光板、遮音壁、それに付随する植栽、そういうようなことをやりながら、当時は、ヘッドライトの光なんかで鳥がいな

くなってしまうのではないかと、いろいろな意見が非常に強かったようでございます。それに対する配慮としてそういうようなことをやったわけでございます。

それから流水、水の疎通の問題につきまして、十分計算いたしました。先ほど先生からお話がありましたような横断管渠、横断排水で、一応いまの水路を中心に三つのスパンをあげれば十分であるという計算をいたして、それであらう形をとったわけでございます。

高架という御意見は、当時は余りそういう強い意見はございまして、着工時点ではまた干がたの部分の取り扱いについても関係者の合意が必ずしも十分なされておらず、習志野市では、埋め立てることを主張していた一部ではそういう意見もあつたわけでございます。

そういうような状況下で、われわれとしては、幹線道路の構造的な対応として干がたを守るような形を十分配慮したつもりでございます。

○島本委員 それは何か書いてあることだらうけれども、現地の方の話では、公聴会、こういうようなものは、たとえば船橋市の若松地区では住民の抗議に遭つてできなかった。なぜ抵抗に遭つてできなかったのか、やらないでくれということでしょう。それと同時に、自然保護団体には説明会を行つていない、こういうようなことです。それと少数の町会役員にだけ形だけ工事の通告をしたにすぎないというのが習志野の状態であつたわけでありまして。そうすると、これは工事の通告で、公聴会ということには決してなりません、こういうような手続上の問題ももつとときちつとしないといけない。反対の声もあつたようですが、その意見を聞いてやってくれたら、ぐうつともつと回つたんじゃないか、こう言われております。これは手続が不十分です。しかし、あれ以上悪くしないように。やつてしまったのは仕方がないと私は言いたくないです。しかしながら、やはりあそこにも依然として集まっています。日本は渡り鳥条約の締結国ですから、そういうような

意味におきましてもここを十分関心を持つていてほしい。あれは汚れています。道路から投げけるびんでしょ、紙くずでしょ、ああいうものに対して建設省の方では的確な指導をしてもらいたい。つくつたら後は野となれ山となれ、こんな考え方はだめですから、十分注意を喚起してきます。要請しておきます。いいですね。

次に、文化庁、これは北海道の小樽市、いまあそこでは運河を守る会というのがあつて、いま盛んに北海道小樽市のあたる倉庫群、石造群を残してもらいたい、こういうような運動があるように聞いておりますが、これは御存じですか。

○山中説明員 はい、私も承知いたしております。

○島本委員 どういうふうにする意向ですか。

○山中説明員 御指摘の石造建造物群は、文化財保護法で申しますと伝統的建造物群というものに当たるものになるかと思ひます。これにつきましては、地元の市町村におきまして伝統的建造物群の保存地区にするかどうかということ、都市計画ないしは都市計画地域でない場合には市町村の条例によりまして取り上げるわけでございます。その中で、特に全国的に見て重要と思われるものにつきましては、文化庁の方にお願いして重要伝統建造物群指定地区というように指定して、保護を厚くする、こういう形になっております。

○島本委員 東大教授の村松貞次郎氏、建築学会の会長であります、日本全体の建築で残したいものが三つある、その一つは神戸の異人館、その一つは長崎の南山手地区、その一つは北海道小樽の石造建築群、こういうふうに出てくるわけですね。これは昭和四十四年一月九日、朝日に発表されておりますが、残したいというのは価値がないから残したいんではないか。価値があるから残したいんではないか、と思うのであります。

それと同時に、北海道自体におきましても、これは北海道工業大学の遠藤昭久教授が町並み保存研究会でこの問題を取り上げ、保存すべきであるという意見発表があるようです。京都大学の西

山卯三教授も環境文化研究という立場からこの問題をとり上げて、結論は、どうしてもはつきりさせなければならぬと言つておられるようです。いま現地ではその場所を埋め立ててしまおうとするので問題になっているわけですね。もしやつてしまつた後で、せつかくのこれらの貴重なものが破壊されるということになったら、とんでもないと思ひます。文化庁としてもこの点を十分指導し、調査し、必要な場所へ人を派遣して調査することが妥当だと思ひますが、これはいかがなものでしょうか。

○山中説明員 御指摘の点につきまして、まず、石造倉庫群としては日本で数が少なくなつていくものであるということ、こういう関係の方々から非常に注目を集めております。

いま伝統的建造物群というものは、個々の建造物と違ひまして、その地域の生活の中にまぎれ込んでまいりますので、その地域の方々がまず踏み切つていただかなければならないということ、私も重要さを考えまして、北海道教委を通じて、四十八年に、これを調査してはどうか、補助金を出したいがということで実はおすめしたことがございます。そのときに、まだ地元でその機が熟していないということを受けていただけませんで、ただ、本年度、市の方で独自にこの問題について調査費を計上して調査をしているようでございます。したがひまして、私もその調査の成り行きをよく見守り、それから先生御指摘のとおり、必要があれば北海道教育委員会、小樽市教育委員会と連絡をとりまして、専門家を派遣してアドバイスをするというふうなことも考えたと思つております。

○島本委員 専門家を派遣して調査する、それは結構であります。文化庁でも、せつかくこういうふうな問題になつておることで、日本に残したい三つの貴重な指定というのですか、これの中に入つておるのですから。やられてしまつた後では、まさに谷津の干潟のようで、これはほぞをかむようなことがあつてはならないから、この点を十分調査して、私もとしてはやはりいろいろな陳情がございまして、しかしながら、本場にそれをつぶしてもいいのかわからない、いまおっしゃつたようにその学術的な見地からも十分話し合つてもらいたいというのが、運河を守る会の人たちの考えのようですから、十分話し合いの機会を与えて、そしてそれを調査して、必要かどうか、こういうふうなものの価値をはつきりした方がいいと思ひます。そのために、私は文化庁自身が行つて調べてきて報告してもらいたいと思ひますのでありますが、それはできませんか。これは大事な関頭にあるんで、いまそれをやるとつづすかどうか、もうそれが決まりそうな状態だということでありまして、急いでこの問題を取り上げたわけ

を十分調査して、私もとしてはやはりいろいろな陳情がございまして、しかしながら、本場にそれをつぶしてもいいのかわからない、いまおっしゃつたようにその学術的な見地からも十分話し合つてもらいたいというのが、運河を守る会の人たちの考えのようですから、十分話し合いの機会を与えて、そしてそれを調査して、必要かどうか、こういうふうなものの価値をはつきりした方がいいと思ひます。そのために、私は文化庁自身が行つて調べてきて報告してもらいたいと思ひますのでありますが、それはできませんか。これは大事な関頭にあるんで、いまそれをやるとつづすかどうか、もうそれが決まりそうな状態だということでありまして、急いでこの問題を取り上げたわけ

○山中説明員 道教委と小樽市教委と連絡をとりまして専門家を申し上げましたのは、私もその方の専門家を派遣して、必要な助言をできればというふうにし上げたわけでありまして。

○島本委員 そうして、その資料、できたらその報告をこの委員会に賜りたい、こういうふうに思ひます。また、それも急いでやらないとほぞをかむおそれがありますから、この点、十分考えていただきたいと思います。

いま私が挙げた例証は十分御存じでございます。それから、再びこのことは申し上げませんが、予鈴が鳴つてしまつてからやるのはどうもよくありませんから、私は、この鳥獣保護法の場合、ただ一つ、題名の点だけに触れましたけれども、あと内容の問題はまだ残つておりますので、これは後日、再びやることにいたしました。本会議まで五分でありますから、これで一応打ち切りしてもらいたい、こう思ひます。残余の質問は留保いたします。

○久保委員長 この際、午後二時より再開することとして、暫時休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

午後一時開議

○久保委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。瀬野栄次郎君。○瀬野委員 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案について、環境庁長官並びに関係当局に質問いたします。

五月十日からバードウィーク、すなわち愛鳥週間が始まり、週間の中心である明十三日には、群馬県前橋市において第三十二回全国野鳥保護の集いが行われ、まさに記念すべきときに本法審議をするという事は、意義が深いわけでございます。明日は恐らく環境庁長官も御出席なさるのじゃないか、こう思っております。そこで、本法は特に狩猟者の資格等の諸点において改善充実されてはいるものでありますが、法改正に当たっては、こういった記念すべきときにもかかわらず、五年もの歳月をかけたわりには、抜本改正と言える内容とはなっていないのであります。依然として狩猟法に鳥獣保護をくっつけただけの、いわば接ぎ木的な性格を脱していないと端的に私は指摘せざるを得ません。鳥獣保護を基本あるいは優先にし、その中に狩猟法を位置づけるとともに、野生動物全体に対して国が責任をもって保護するよりどころとなるような法律にはなっていないと私は思うのでございます。この辺についても、環境

庁長官の反省を含めた御答弁をいただくと同時に、その意味で自然環境保全審議会の答申において、鳥獣を「永く後世に伝えていくべき国民共有の財産」と意識づけながら、その基本理念が条文上何ら反映されていないし、また対策の上でも反映されたとはいえないと私は思うわけでございます。こういった自然環境保全審議会の答申も十分環境庁長官は御存じのところでございますし、先ほど言いましたように、ちょうど五月十日のバードウィークを迎え、この記念すべきときにこの法案の審議をする、しかし、五年もの歳月をかけたわりにはわれわれの要求する案になっていない、

こういったことについて、まず冒頭、政府の見解を求めるものでございます。

○山田国務大臣 ただいま瀬野委員から率直な御指摘がございました。私もそういう点において、いろいろな点から実態改善の余地のある点があるという御批判、私はもつともな点もあるかと思えます。ただ、日本にはやはり長い歴史がございます。その歴史で、戦後になって初めてこの鳥獣保護というものがだんだん普及してきたというふうな点になっていくわけでございます。そういう点を考えてながら、つまり現状においてなし得るだけのひとつあれを入れたい、とりたて、講じたいということ、そういうような見地から、鳥獣の生存環境あるいは狩猟の実態、そういうものがとにかく制度の改善をやるうじゃないか、そういう声も出てきた。これに応じて今度の改善を行ったようなわけでございます。

このような情勢でございますので、政府といたしましても、制度の改善については自然環境保全審議会に諮って、その答申にもよって慎重に検討しました結果、とにかくにも客観情勢において、鳥獣の保護の充実を図っていく、また、狩猟者というものの資質の向上、そしてまた秩序ある狩猟の確保を主眼とした制度の改正を行いたいということでもやったものがこのたびの法案でございます。

今次の改正は、以上のように、最近における諸般の状況、狩猟の実態等を十分に勘案、しんしゃくして、長期的な視野で行っていく、行く行くはさらにいろいろな自然保護、鳥獣保護ということを主体にしたものについての検討もやらなければならぬということも考えておりますけれども、現状においての保護と狩猟の適正化、この二つの要請にこたえたものである、こう確信いたしておるような次第でございます。

○瀬野委員 環境庁長官の御答弁でその考えはわかりましたが、長期的視野に立つて行く行くは検討していかなければならないということで、本法

提案をされて本法が本院を通過しないうちに次の法案を出せということもどうかと思うのですけれども、環境庁長官としては、本法は、十分ではないけれども、一歩前進として出した、行く行くはなるべく早い機会に自然環境保全審議会等の答申等もこれあり、さらに国民の要望にこたえて改善を図っていく、改正を図っていく、こういうふううに私は理解したのですが、そういうような理解でよろしいですか。

○山田国務大臣 そのようなことに御理解いただきたいと思えます。

○瀬野委員 具体的問題について触れてまいりたいと思いますが、絶滅に瀕した野生鳥獣については、国が積極的に保護に当たる等、自然環境保全審議会の答申の趣旨に沿って鳥獣保護の強化に努めていただきたいということを長官に申し上げたいわけでございます。たとえば、われわれの議員連盟でも、また自然保護団体の仲間においても常に問題になっておりますトキ、コウノトリ、イヌワシ、アホウドリ等、数多くございまして、こういったものの現状把握はどうなっておるのか、また、保護対策をどのように考えておるのか、こういったものに対する当局の考え方をひとつまとめてお答えをいただきたい。

一例を申しますと、タンチョウヅルで有名な北海道の風連湖、サロベツ原野、釧路湿原、こういったのがありますが、現在、牧場化が進んでおりまして、生息地がだんだん狭隘になって将来がものんばかられております。こういった開発規制、維持対策、こういったものについても積極的に対策を講じなければ絶滅する、こういうふうな思っているのですが、この機会に、かねがねわれわれ議員連盟の中でも大変問題になっておる問題でございますので、冒頭改めて環境庁長官のお考えを、また今後の対策をお聞きしたい。また、現状把握についても、どうなっているか、しかとお答えをいただきたいと思ふ。

○出原政府委員 現状から先に申し上げます。トキ、ライチョウ等、絶滅のおそれのある鳥

獣、あるいはこれに近い状態にございます特定鳥獣の保護を図るために、毎年、種類及び地域を定めましてその生息の状況あるいは生息の環境等を把握するための調査を行ってまいっております。

特にその中でも重要なものから手をつけるということで、人工増殖でございますとか移植でございますとか、保護のための具体的な方法等につきまして、学界の先生方等にお集まりを願ってお知らせをかりまして手を加えるという努力を順次いたしておるわけでございまして、トキにつきましては、すでに新聞紙上等でも御案内のように、上野の動物園に卵を持ってまいりまして、ふ化の努力を試みておるところでございます。これは技術的にはなかなかむずかしいでございますので、成否のほどにつきましては、近いうちにお知らせいたしますけれども、まだよく承知いたしておりました。上野の動物園で目下中川飼育課長以下が最大の努力を払っていただいておりますのでござい

ます。

次の問題といたしましては、私どもはライチョウを考えております。ライチョウはほかのところの高山地帯に移殖をせよという方法はできないものかということで検討をいたしております。できるだけ早い機会に具体化の策をとってまいりたいというふうに考えておるところでございます。それそれ利害関係が出てまいりますので、その人たちの折衝も必要でございます。

○瀬野委員 いま答弁ございました中で、絶滅に瀕したトキのお話が出ましたが、トキの保護対策で、卵を採取して人工ふ化することにしたことは、われわれも結構なことであると高く評価しております。せっかく方向が打ち出されたのでありますけれども、さらに第二回、第三回の人工ふ化を行うようにしていただきたい、かように思うのですが、中川飼育課長が熱心にやっておられますけれども、そういったことについてはどういう方針でございますか。あわせてお答えください。

○出原政府委員 その点につきましては、ことしの結果を見ました上で、これはトキの保護の対策

のための専門家の方々の委員会をつくっていただいておりますので、その先生方のさらに次の段階にどうステップを踏むかのお知恵もかりて進めていきたいというように考えております。

○瀬野委員 環境庁長官、あなたの認識の度合いを聞くためにあえて質問しますが、いまの問題で、上野動物園でいま昭和五十三年四月十四日に採卵してふ化が始まっておりますけれども、これはいつごろ産まれるのですか、産まれたのですか、その点御存じですか。

○山田国務大臣 これはいまちょうど産まれたか産まれないかというところですが、実はその情報というものは、マスコミ等のいろんな関係もありまして、当事者としてはこれを非常に秘匿してやっておくという状況でございます。で、われわれも結果がよければいいということ、その秘匿に協力しているという現在の状況でございます。

○瀬野委員 なるほどそういったマスコミの関係もございしますが、私も重大な関心を持っておりますので、ふ化するとすれば、大体五月四日から八日ぐらいまでの間が山場であったわけですが、もう当然結果がはっきりしているのではないかと思います。どうも発表がないところを見ると失敗しやなかつたのかなと思つて、実は大変心配をしております。パンダのときも産まれる産まれないの問題でずいぶん騒いだわけですが、その点、ここで発表をおもひはかるのであればもうやむを得ませんけれども、ちょうどバードウィークが十日から始まつて、明日はいよいよ野鳥保護の集いをするというふうな、先ほど申しましたような記念すべきときであるので、このふ化に成功すれば、これほど意義のあることはないと思います。環境庁長官は明日、前橋に行かれてごあいさつをなさつたり、重要な週間にもなっておりますので、皆さん方の熱心の度合いを聞くと同時に、このふ化が成功すればまさに時を得たトキのふ化である、かように思つて私はお聞きしたわけですが、局長どうですか、その点。

○出原政府委員 トキの関係の種類のものの、要するにかえるといつたしたら、卵を産んで温め始めてから三十日前後というものがそれでございます。したがって、実は環境庁長官からも、まだかまだかと私も攻められておるわけでございますが、これは上野の動物園の方で非常に慎重にしておりますのは、検卵をいたしました見ればよろしいわけでございますが、鶏の卵、アヒルの卵と違ひまして色がついておるもので、中で発育することが非常にわかりにくい。それから余り念入りに外へ出して見ておられますと、肝心の卵の中のひなの発育に悪影響を及ぼすおそれがあるといふことで、見通しがわからないままにふ卵器の中に入れておられるようで、ときどき検査はしておられるようでございます。動物園自体でまだよくわからぬということで、実は私も動物園自体も気をもんでおるところでございます。今明日を中心にしたしましてプラス・マイナス一週間ぐらいが山であるということでございまして、明日の野鳥の集いの大会のときに吉報がもたらされるような状況になることを、私も自身も願つておるような状況でございます。

○瀬野委員 局長の答弁によると、トキのふ化についてはときどき観察をしておる、プラス・マイナス一週間ぐらいが考えられるということですから、十分希望が持てる、こういうふうに考えていいですか。

○出原政府委員 希望も持てますし、あるいは失望しなければならぬかもしれないということ、まだファイファイ・ファイファイとお考えいただいた方がいいと思います。

○瀬野委員 なぜこういつたことを尋ねたかといふと、愛鳥週間でございますが明日が全国の集いになるのですから、吉報がもたらされると、こゝういった絶滅に瀕した鳥類の今後の保護、また愛鳥週間の意義も深まるし、さらには本法がちょうどこのときに審議されているということにおいて、意義が深いと思ひまして、特にこのことを私は取り上げて申し上げたわけですが、

そこで、こういつた絶滅に瀕した鳥類の保護対策に関連して、私はラムサール条約の加入の問題について政府の見解をたださなければなりません。一九七一年にイランのラムサール条約採択会議が、イランを初め英国、フランス、ソ連、オランダ、北欧三国など十八カ国が出席して行われたわけでございますが、その際、採択された水禽類の生息地として特に重要な湿地に関する条約、通称ラムサール条約、または湿地保護条約という呼び名もございまして、この条約にわが国はいまだに加盟しておりません。また加盟へ向かつての目立った動きが見られないのは、残念なんですけれども、これについては、環境庁長官どういうお考えですか。いつごろなさるつもりですか、所見を承りたい。

○山田国務大臣 本条約は、水鳥の生息地等を保護するという上できわめて重要な条約であるといふことは、御案内のとおりであります。環境庁といつたしましては、できるだけ早い機会にこの条約を批准するという方向に進みたい。われわれもその意味での国際社会の正当な仲間入りをするといふことで、いま事務当局にこれに必要な準備についてのことを督促している状況でございます。

○瀬野委員 環境庁長官は早い機会とおっしゃるけれども、早い機会といふことは、一年以内とか二年以内というふうな意味に理解していいですか。その点はどうですか。

○山田国務大臣 そのように御理解していただきたいと思ひます。

○瀬野委員 ぜひとも早い機会に仲間入りをしていただきたい、かように思ひます。そこで、あえてまた申し上げますが、タンチョウやシギ、チドリが生息環境の保護に対して、今日ほど国民からいろいろ言われていることはございません。また、こゝういつた鳥の生息状態を思うときに、本来わが国が率先してこの条約が加盟国となることは当然でございます。一兩年中には何とか努力したいといふことでございしますので、一日も早く私は加盟していただきたいと思ひます。

が、ある外人が世界で最も湿地の保護が必要な国はオランダと日本であると断言しております。いずれも湿地、湖沼で埋め立てや干拓事業の盛んな国でありますから、多少そういつたこともおもんばかつて言つたのじゃないかと思ひますが、私はこの条約加盟によつて重要な湿地の保全が図られるのみならず、広く国民に湿地の重要性を知らしめる効果もまた大きいといふことを考えるわけでございますので、一刻も早く条約に加盟する努力をすべきである、かように思ひます。外人がオランダと日本、こゝういつた指摘をしておりますが、これについては長官も十分認識しておりますか。また、こゝういつた意味から私は、条約には早く加盟すべきである、早く加盟することによつて国民にその重要性を、また開発に対する大きなプレッシャーもかつていく、こゝ思つておるわけですが、狭い日本の国土でございますので、環境庁として魚鱗の急務の条約であり、加盟すべき問題である、こゝういつたにさらに私は強く環境庁長官に認識を深めてもらうために申し上げるわけですが、これについて、さらにひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○山田国務大臣 ただいまのオランダと日本、このことは、あるいはそのようなことがあろうかとも考えられます。具体的には承知しておりますけれども、この条約の必要性については先ほど申し上げたとおりでございます。できるだけ早くこれを批准に持つていくということで努力中でございますので、どうかそれを御承知いただきたいと思ひます。

○出原政府委員 長官に補足して御説明をさせていただきます。いま申し上げましたが、現在わが国の干がたにつきましては大体百四十四カ所程度あると言われております。私どもは、その中の重要なものについてはぜひ鳥のために確保いたしておきたいといふことで、現在三十カ所程度をすでに、鳥獣保護区として指定をいたすようになっております。これは国内的な問題といたしまして整理をいたしておるわけですが、国際的にも干がたの

保護は重要な問題でございますので、長官からも強い御指示を受けております。私どもも、できるだけ早くラムサール条約の批准ができるように、関係省庁及び関係地方との事務的な詰めを進めてまいりたいと考えております。

○瀬野委員 ぜひそのように詰めてまいり、ひとつ早い条約の加盟をしていただきたい、かように思います。

次に、今回の改正と同時に、国みずからも鳥獣行政組織の整備充実を図るために相当数の鳥獣専門官の増員を図って、鳥獣に関する調査研究機関を早急に設置するという考えもあるやに聞いておりますが、これまた私は急いでやってもらわねばならぬ問題だと思っております。本日に審査をしてやはりコントロールできる人でなければならぬ、こう思いますので、こういった鳥獣行政組織の整備充実、そしてさらに調査研究機関の早急な設置、こういったこともあわせて今後充実にしていただきたいと思います。また各種団体からもこういった声が大変強いわけですが、環境庁長官の耳にも入っているはずでございますが、本法案に当たります、こういった点についても当局の考えをひとつ明らかにしておいていただきたい、かように思います。

○出原政府委員 まず、専門の職員のことでございますが、現在、私どもの環境庁の自然保護局に鳥獣保護課という一課を設けて、これが中央官庁としてはその行政の衝に当たっておるわけでございます。職員数は十二人でございますが、その大多数の者は鳥獣について専門的に仕事を続けてきておる者でございます。

先ほど専門官のお話がございましたが、これにつきましては、役所の組織構成上スタッフとラインに分けるということで、スタッフとしての専門官を設けるということにいたしましたわけでございます。専門官一名というのがあるいは専門家が一名という誤解をお与えしているのではないかと私も心配いたしますが、そうではございませんで、十二名の課の相当部分が専門家であるということ

は御理解いただけたらと存じます。

研究所の組織につきましては、過去の歴史的な経緯から林野庁の中に専門の研究の課を設けられておるのでございますけれども、環境庁といたしまして今後努力すべき問題であるとは考えております。ただ、先生御案内のように、国家公務員の定数をふやすということは非常に事情もむずかしい時期でございますので、私もそれなりに大変な努力が必要であらうというふうに考えております。

○瀬野委員 ただいま答弁がありましたように、本法改正と同時に鳥獣行政組織の整備充実ということを図らねばならぬ、私はかように申し上げたのですが、局長は専門家が十二人おる、全部専門員であるというふうなことをおっしゃいましたけれども、これじゃ少ないわけですね。私はもっと予算を確保して、そして充実してもらいたいということとをさらに申し上げたい。たとえて申し上げますと、米国では年間四百億の予算を計上しております。しかも博士クラスを多く擁しております。国柄は違うと言いますが、二十五台の飛行機も持っております。お隣の韓国は、韓国でさえも言ううと失礼になるので申しませんが、年間五億圓も予算を計上しております。日本はどうかと言いますと、当初四十五年に一千六百万圓、四十六年に一億二千万圓、四十七年から横ばい状態でございますが、これではもうお話になりません。お隣の韓国の三分の一でございます。アメリカはこれはまた比較にならないほど大きいのですが、いづれにしても大蔵省の認識も変えなければなりません。環境庁長官のさらにさらに強い努力もしてもらいたい。来年度の予算も五月からいよいよ作業に入っていくと思っておりますので、来年度を目指して、特に強く私は要請するのですが、これに対する長官の決意、またお考えはどうですか。

○山田国務大臣 自然保護に対するわれわれの非常な熱意、そしてまた国民の要望、それにこたえてできるだけこの予算の獲得ということについて

ひとつ努力をしていきたい、こう考えております。

○瀬野委員 局長、いま長官から努力するとおっしゃったが、局長としては来年度あたりは、五年ぶりの本法改正であるかどうかという決意で臨むか、長官のいまの答弁にこたえてどういうふうに考えているか、あなたもあわせてひとつ決意を述べてもらいたい。

○出原政府委員 長官の御指示を得まして、私も鳥獣保護につきましては今後とも力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。ただ、先生にも御理解をいただいております。思いますが、わが国の鳥獣保護に関する予算の体系は都道府県の予算の財源を与えることを中心にいたしております。各府県のものを含めると三十億に達しておりますので、それと合わせてわが国の鳥獣保護が動いておるといことは御理解をいただけたら幸いと存じます。

○瀬野委員 もう府県のものばかりで、君がそんなことを言っているから大蔵省がいつまでも金をくれぬのだから、そんなことはわれわれも十分承知しております。私も十数年こういった鳥獣行政には参画してきておりますから、ひとつアメリカの例、韓国の例もありますが、現に干がたの問題にしても、また保護区の問題にしても、絶滅に瀕した鳥獣の保護の施設とか、先ほど申しました組織の問題にしても、まだまだ脆弱であることは言うまでもないことでございます。また、われわれが月に一回ないし二回開いている議員連盟の会合においても、しばしば出ている問題であるので、ひとつさらにさらに、来年度予算からこういった保護体制に予算を確保して、充実した行政を行えるように要求をしておく次第であります。

次に、本邦産の野生鳥獣の保護を強化するため、外国産の野生鳥獣の輸入規制の強化を図るための問題があるわけですね。この問題は、本法審議に当たっては、特にこれは大きな問題でございます。これについては、私の質問の後、わが党の竹内委員から詳細にわたって質疑がなされるということになっておりますので、私は、この問題につ

いては触れることを避けさせていただきます。重要な問題であること指摘し、さらに、これに関連して一点だけ長官にお尋ねをしておきたいと思っております。

ワシントン条約の批准の問題でございます。神戸市の鳥獣貿易業者が、保護鳥獣をイセエビマズロジカル ガーデンという架空の動物園名を使って輸入し、その価格表を世界に配布しているというところで、英国の科学雑誌ニューサイエンティストというのがありますけれども、この雑誌の中に日本のアニマル商法を厳しく批判した事例があるわけですね。そこで、違法ではないとはいえず、この告発は間接的に日本の自然保護政策の煮え切らないところを突いてきておる問題でございます。まして、危機に瀕している動物種の輸出入を厳重に規制し、貴重な生物の種族を保護しようという目的で、絶滅のおそれのある動物種の取引に関する条約、すなわち昭和三十八年三月、通称ワシントン条約と呼ばれていますが、これが採択されておるわけですね。現在、この条約は、すでに米英ソなど世界の三十七カ国が加盟をしております。日本は、四十八年四月に署名しましたが、まだ批准はしておりません。そのため、業者が条約で規制された動物種を扱っても取り締まることができないというのが実情でございます。

そこで、私は、批准に対する見解はどうなのか、どういうふうにお考えであるか、その点を、環境庁のお考え、所見を承っておきたい。

○山田国務大臣 環境庁といたしましては、本条約をできるだけ早い機会に批准が行われることが望ましい。これは、国際的な信用という点からもそう考えておりました。そういう態度で臨んでおります。現在、外務省を中心に、本条約の批准のために関係各庁でその準備を進めているという状況でございますけれども、わが方の態度、方針は、いま申し上げたとおりでございます。

○瀬野委員 わかり切った問題でありますけれども、関係省庁が外務、環境、通産、大蔵など、多岐にわたって、主管官庁がなかなか決まらな

いう点も、われわれの間ではいつも論議して心配をいたしております。その上に国内関係法または組織など、受けざるの整備がなかなか一朝一夕にできないということ、局長なんかも大分悩んでいるんじゃないか、こういうようにわれわれは見ております。要するに、批准を阻む壁というのは、そういう問題と、もう一つは、規制が動物の生体だけでなく死骸またはその一部にも及ぶために、毛皮商やワニ、トカゲなどの加工業、また象牙とかサング、ベッコウなど、細工物などの業者の皆さんの死活にかかわる業種がたくさん出てくるという問題もあるかと思う。こうした事情もあって、アメリカの要請によって昭和五十年の夏までに一たんは批准完了の予定であったのが、無期延期になったという経緯があるわけでございます。

そこで、私は、いろいろ困難な事情があることは承知しておりますが、こういう批准を阻む壁の中でも最大の問題になっているのは、各省庁との関係ではないかと、こう思います。私は、環境庁が主導権を握ってやるべきではないか、こういうふうにかねがねから申し上げておられますけれども、長官もひとつ、めんどろない言ったような問題があるであろうと、なかなか言いにくい問題かと思つたので私の方から申し上げましたが、どうかひとつ、環境庁長官がこういったものを取りまとめ、主導権を握って積極的にやってみていただければ、この後が党の竹内委員が質問するいろいろな問題等についても根本的な解決にならない、かように思うのです。私も、日本鳥類保護連盟の評議員、そしてまた理事もいたしておりますので、そういった立場から、この問題については公開の席で特に強く、本法案に当たっては重要な問題であるだけに申し上げるわけですが、さらにひとつ長官の所信を承っておきたいと思ふ。

○山田国務大臣 絶滅のおそれのある動植物の保護、これはわが国において環境庁がやっているわけではあります、この基本精神は、同時に他国

におけるそれというものが円満に行われる、ことにそれについてわが方がいろいろなかかりを持つというところは信用にもかかわる問題である、そういう見地に立つて、一日も早く本条約の批准が行われることが望ましい、そういう立場に立つてひとつ大いに善処してまいりたいと思っております。

○瀬野委員 環境庁が主導権を握ってやると、こういうふうには理解してよろしいですか。

○山田国務大臣 気持ちの上では相当われわれはそういう気持ちでやっております。これはいろいろ所管がございまして、私だけが主導権と申し上げては口幅たくなりますので、いま申し上げましたように、この絶滅のおそれのある動物の保護という基本観点に立っているわれわれでございますから、したがって、このことについては大きな発言力を持って善処してまいりたい、こう考えているわけでございます。

○瀬野委員 どうも山田環境庁長官の決意が弱いので、もう一度私は指摘するわけですが、気持ちの上ではいいけれども、これは、おいしい食べ物があるのに気持ちの上ではおいしいと思つても、食べなければ腹いっぱいにはなりません。気持ちだけではだめなんです。やはり実際にやらなければだめなんです。そういう意味で、関係各省庁かなりあるのいろいろな問題はあろうと思うのですけれども、ひとつ強い姿勢で、主導権を握ってまゐってほしい、かように思うわけです。これができる限りこの問題は解決しない、かように思っています。以下はわが党の竹内委員からの質問もございまして、次の問題に入りしたいと思います。

次に、狩猟免許に対する試験制度の導入に当たります、現に狩猟免許を有している者については講習及び審査が行われることになり、これは特に厳格に実施して、猟銃等による事故等がないように、国民の生命を守るためにも、狩猟者の資質の向上に努力していただきたい。そういう意味でも、本法改正は一歩前進であること

とは言うまでもございせんが、現在の狩猟免許の交付状況を見ますと、甲種が五十一年の実績で九千二百四十一人。甲種というのとはなとか網を言うのでもございせんが、乙種は銃砲でございせんが、五万五千三百七十五人。丙種は空気銃によるものでございまして、空気銃を指すのですが、一万六千四百四十人というのが五十一年の交付状況の数字として統計に出ております。私は、わけでもこの中で、乙種、すなわち銃砲による狩猟免許の試験制度については、特に厳格であつてほしいというのを申し上げるわけでございます。また、この乙種が一番数も多いし、また質の低下が言われておるわけですが、これらについては環境庁としてはどういうふうにかえておられるのか、その対処方針を承つておきたい。

○出原政府委員 特に銃の所持者である乙種の免許につきましては、最も多くの危険を伴うものでございまして、狩猟事故につきましましては、近年死亡者等の数は漸次減少を見てはおりますけれども、これは絶滅させることが望ましいこととございまして、今回、試験制度の導入を決意いたしましたのも、そういう意味におきまして、狩猟に当たる者の資質の向上を図ることが主眼でございまして、

ただ、経過的な措置として、御指摘のような問題がございまして、審査に当たりましては、特に聴力、視力、運動能力等を十分審査をし、また講習会におきましては、これが新しい制度における免許と同じ効力を持つ免許を与えるための講習でございまして、十分都道府県を指導、督促いたしまして、講習におきましても十分な知識と経験を積ませるような努力をさせたいというふうに考えております。

○瀬野委員 そこで、いまの講習を受けさせるということでございせんけれども、狩猟免許制度が、従来の講習会制から三年ごとの適性、技能、知識についての試験による免許制度になったということは、先ほども申しましたように、大きな前進であります。そういうことはよくわかるのです

けれども、従来の講習会制による免許取得者が、現在約五十万人というたくさんの方がおられるわけですね。講習を受けなければ一〇〇%免許を与えるというやうなやり方であつたために、質の低下というものが起きて、それが事故にもつながるということになってきたわけでございます。いろいろわれわれも調査してみますと、現在免許を持つていらっしゃる方も、保護鳥とか捕獲鳥、またその羽数についても、どのくらいを捕獲していいのかわ、こういったものについても認識がない方もかなりあるわけでございます。これは初歩的な問題でございせん、こういったことから、よくこれを認識をするような講習をしてもらなければなりません。したがって、この試験によって不適格者を十分選別するということは結構でありますけれども、今後この講習、試験、こういったことについて、本法が制定されたならばどういうようなスケジュールで具体的に執行するつもりなのか、いろいろ大変な事務的な問題も起きてくるわけでございますが、その点どういうふうな対処をされる方針であるか、この際、明らかにしておいていただきたい。

○出原政府委員 御提案いたしております法案の中におきまして、その施行期日を、免許取得にかかわるものにつきましては昭和五十四年度から実施をいたしたいというように附則でお願いをいたしておりますのは、準備に相当な期間を必要とするであろうということを前提にいたしましてのお願いでございまして、私どもも、特に都道府県あるいは中央の環境庁を通じて、相当な準備を必要とする、また適性検査その他、あるいは試験の具体的な標準を各都道府県に示して、全国同じようなレベルで試験がされるようにするための基準を設けておく必要があると考えておりますので、その辺を含めましてこの準備期間内に十分遺漏のないように期したいということで、施行まで若干の余裕をいただくようにお願いをした、こういうものでございます。

○瀬野委員　ただいま御答弁いただきましたが、メジロとかホオジロ、ウグイス、こういったぐいのは、県知事許可で飼える。クロツグミなどは、環境庁長官が許可をする。これはわれわれ仄聞するところによりますと、めんどろくさく飼いづらいつらいつらという言われております。ウソという鳥がおりますけれども、これについては環境庁長官が許可をするが、数が多いということとか、これはたしか県知事へ許可をおろされているというようにわれわれは聞いております。要するに、事務量が多いということで、県知事へおろされる

というように意見もあります。また、猟期をこう
いうふうに、地方によって鳥獣の駆除を目的にし
て延ばすということになると、また猟期の延長も
たいにないいろいろな問題があるということもあ
ります。この辺のことはどういうふうにお考え
であるか。さらに、いま申しましたような農産物
に被害を及ぼす有害鳥獣駆除についての考え方
についてお伺いしたいわけです。

〔委員長退席、水田委員長代理着席〕
一つの例を言いますと、イノシシにしてもカネ子にしても、農作物に被害が出ますと、種をまく機
種期に被害が出た、それというわけで、早く許可
をもらうためには、熊本あたりから飛行機で飛ん
できて、日帰りで許可をもらって帰らねばならぬ
ということ、その間、前後の事務的な手続も要

定例的に發生するといったものにつきましては、事前にそういった事態に対応してやれるような方法も便宜的に講じられる性質のものでございますし、緊急に發生したものであるについてはそれからの手続でやむを得ないということになるわけでございまして、行政的な対応の仕方によつてそういったロスは相当程度に防げるのではないかと、そういう努力をすべきであると考えております。

○瀬野委員　時間が詰まってきましたので、はよって質問いたしますけれども、鳥獣保護員のことでも一点触れておきたいと思います。

御承知のように、鳥獣保護員は鹿兒島県等では百十人中九十％がハンターという例が出ております。いわゆる守るより撃った方がいいという人が

○出原政府委員　まず第一番目の鳥獣保護員を任命する場合のバランスの問題でございますが、これにつきましては、実際にやはりバランスがとれていないということのある県もあるようでございますので、この点は、私どもも十分都道府県を指導して、遺憾のないように進めるように努力をいたしたいというように考えております。ただ、鳥獣保護員を常勤とすることについてはどうであらうかということでございますが、鳥獣保護及び狩猟の取り締まり等の事業は都道府県知事の実施をしておる事業でございますので、鳥獣保護員はその事務の補助者としての役割りを持っていただくというところでございます。したがいまして、これは、私どもがまた都道府県にお願いをいたしまして、こういういった窮屈なときでございますけれども、

来の業務はやはり常勤の職員がやるべき性質のものでありというように思いますが、ボランティア等とのコンビネーションをうまくするという方向での努力を続けてまいりたいというように考えております。

○瀬野委員 時間がございませんので、環境庁長官、いまの件についてもぜひそのように指導していただきたいと思いますというふうに思っています。

次に、かすみ網の問題、これもたびたび問題になってくる問題ですが、かすみ網による違法捕獲防止の徹底を期していただきたいということ、かすみ網は許可を受けた者以外には販売をしないような措置をしていただきたいというものがわれわれの連盟の特に強い要請でございます。これは通産省にも関係することでございます。公開の席であって私が申し上げるのは、環境庁の委託調査により、バンディングすなわち標識調査の科学調査については、許可を得て使用することになっておりますけれども、そのほか禁止されておるわけでございますので、これはやはり野鳥の捕獲に大きな威力を発揮しておることは事実でございますから、使用については今後通産省ともひとつ積極的に協議していただいて、通産省ベースで販売しない方向で今後ともぜひ努力してもらいたいと思うのですが、これについて長官からでもお答えいただければと思いますが、いかがですか。

○出原政府委員 御指摘のような問題のあることは事実でございます。しかし、全く販売の禁止措置をとるといふことにつきましては、これは流通関係の中での規制でございますのでかなりむずかしいところがございます。私もといたしましては、かすみ網による違法な捕獲が行われないよう、さらに、地域的にもある程度限定されることの多い問題でございますので、関係のところと十分打ち合わせをいたしまして、違法な捕獲が行われないような取り締まりは強化してまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 最後に、文化財保護法の問題で環境庁長官にお尋ねします。

貴重な天然記念物行政が文化庁、環境庁に分かれて一元の行政が行われていないのはまことに遺憾であります。これもたびたび指摘してきた問題でございますが、速やかに文化財保護法を改正して天然記念物行政を一元化し、国みずから責任を持って文化財保護に当たるべきであると私は申し上げたいわけでありまして、現在のように県に任せきりで、国はただ補助金を出せばかりで効果のある保護が行われないことは言うまでもございません。

御存じのように、文化財保護法は文化庁の所管で、建物や美術関係は文化庁でいいが、動植物は環境庁に任じてやるべきである、でなければ、鳥獣関係は片手間になってしまふ、かように思うわけでございます。

五十二年より鳥獣行政は環境庁と文化庁と両省で協議してやることにはなっておりますが、まだまだこんなことでは問題があるわけでございます。何としても一元化していただきたい、かように思うわけですが、この問題は多年の懸案の問題でございます。最後に、環境庁長官として政府の考えをひとつ伺いたい、かように思います。

○山田国務大臣 ただいま御指摘のような点、もつともございまして、われわれといたしましては両省間の協議によってやっておりますが、できるだけそれによって保護の実が上がるように努力したいと思っております。

○瀬野委員 長官にさらに努力をお願いして、時間が参りましたので、以上で質問を終わらせていただきます。

○水田委員長代理 次に、竹内勝彦君。

○竹内(勝)委員 瀬野委員に関連させて、この鳥獣保護法の一部改正、これに関連させてはかの面も若干質問をさせていただきたいと思っております。まず、最近ちょっと問題になりました沖繩県の西表島の中にあるイリオモテヤマネコ、これに関して、環境庁として、本年二月に自然環境保全審

議会の鳥獣部会にこれを一部保護区として設定するよう諮問することにしておいたのが、この二月、そういった事態があつて、実はそれがその諮問を見送らざるを得ないというふうな事態になつた、こう伺つておりますが、この辺のいきさつをちょっと説明していただきたいと思つてます。

○出原政府委員 西表の鳥獣保護区につきましては、すでに復帰以前の琉球政府時代から、西表の一部に鳥獣保護区が設けられておつたわけでございます。鳥獣保護区の設定の期間は十年間でございますので、昭和四十八年であつたかと思つてますが、にその期間が切れましたので、その後そのま

まになつておるものにつきまして、イリオモテヤマネコあるいはカンムリワシ等重要な鳥獣類の生息をしておる地域でございますので、新たに国設の鳥獣保護区として西表島の一部を指定いたしましたというところで沖繩県とも協議を続けてきておつたわけでございますが、大方の見通しを得ましたので、今年の初めになりまして現地で公聴会を開くというところで、これは西表が含まれております竹富町の役場のある石垣島で公聴会を開いて、公聴会の際にはおおむね反対意見なしに賛成の意見を得まして準備をしておつたわけでございます。

ただ、その後、現地におきまして、環境庁が、外国の高名なネコについての学者の意見の中に、ヤマネコの保存のために現地の人はほかに移住すべきであるというふうな意見が述べられておつたようございまして、その意見を採用するつもりで鳥獣保護区の設定をもうくんでおるというふうな誤解がばつと広がつたようござい

ます。こういふ誤解が広がつたままでは鳥獣保護区の設定をするというところは、そういった意味での反対が非常に強くなつていくときに、手続が終えておるからといって強行するということは適当でない。特に鳥獣保護区の設定をいたしましたその保護に当たる場合に、これは地元の方々の方々の接納が、一番多い問題でございますので、地元の方々が、その特殊なイリオモテヤマネコその他の鳥獣につきまして、世界的に珍しいものがあると

いう誇りと愛情とを持つて接していただかなければ意味のないことになつてしまふので、国設鳥獣保護区の設定を一時見合わせることにして、環境庁の自然環境保全審議会に諮問することを直前に見合わせたという経緯があつたものでござい

ます。

○竹内(勝)委員 地元の住民の御意見を尊重するというのは、これは当然重要なことでございまして、ぜひその辺のコンセンサスをよく得た上において進めていかなければならない問題だと解釈します。しかし、この問題はそうゆつたりしておつていいのか。約三百万年以上の昔からの西表島に生息していると言われる、原始的なネコとして、生きた化石とも言われるというふうなネコといったもので、何か絶滅寸前にあるようなネコといった危機感もあるやに伺つておりますけれども、果たしてそういうような悠長な考え方でいいのかという点を、長官とそれから局長にお伺いしたいと思います。

○出原政府委員 長官からお答えいたします前に、事務的にいま何を考へておるかというのを申し上げておきたいと思つてます。

御指摘のように、イリオモテヤマネコは、いまわかつておるの三十頭前後であるというふうに考へられております。三十頭前後というのはいかに絶滅に瀕しているに近い数字でございます。したがって、これが悠長であつてはいけません。という、御指摘のような問題でございます。

私どもは、これまで、国立博物館の今泉先生にその実態を御調査願つておつたのでございまして、今後さらに専門の諸先生方の御意見をいただきながら、この現在の状態においてヤマネコの種を絶やさないためにはどのような手を打つたらい

討とともに、ともかくこれを保護するものやなり
地元住民の愛情というものと考えていかな
ければならぬし、また地元住民の立場というもの
もあり、その理解はできるだけ速やか
に、そういう環境づくりをやつて、それで保護区
その他の適切な措置を講じた、こういう立場で
臨んでいくわけでございます。

○竹内(勝)委員 このものにいたゞきさつとい
うものは、いま局長からも話がありましたけれど
も、実はこれが英国のエジンバラ公から皇太子あ
ての書簡があつて、このヤマネコに關していろ
る意見等もあつたわけですが、その中に、外国の
著名な方と言われましたけれども、そのある科学
者がいろいろそこに意見をつけ加えてきた、その
意見の中には、どうも人間が大事なのかネコが大
事なのかというようなことを疑わざるを得ないよ
うなそういうものまでなつておるということ
から住民が硬化した、こういうふうに受け取つて
おるわけでございますけれども、一体この書簡の
内容等を掌握したのか、同時にまた、これに對し
て、その中でコンセンサスを得ていく上でのや
はりこの科学者に対しての何らかの措置をとつて
いかないと、こちらの環境庁としての考えなどを
この英国の科学者にあてて——英国じゃないので
すけれども、西ドイツの高名など、こう言つてい
ますが、この科学者にどういう措置をとつたの
か、あるいは今後とるか、あるいはいもつと違つ
た、突っ込んだ意見を聞いていかなければなら
ないのか、その辺の今後の対策をお伺いしたいと
思います。

○出原政府委員 この問題につきましては、私ど
もも直接にその意見を受けた立場ではございま
せん。ただ、そういうことで新聞紙上問題になつ
ておつたというのを私も承知をいたしました
ので、その誤解は特に西表の人たちに解いてい
ただく必要があるということで国内的には整理をい
たしておるわけでございます。

ただ問題は、こういった外国の方々のかわつ
ておられる問題でもございまして、私どもが直

接かわるよりは、やはり外交的なものを含めた
専門の方が御意見を整理されてということで御返
事も行われたように、私どもも新聞紙上その他で
承知をいたしております。

その基本的な姿勢は、地元の人々が非常
に誇りを持ってヤマネコを保護できるといふよう
にすることが望ましいといふことで、わが国の実
情、国情等について十分御承知を願ふように、
やわらかく反省を願ふような形での意向が伝えら
れておることを承知をいたしております。

○竹内(勝)委員 これは、当初環境庁の計画では、
西表島の面積は全島で二万八千ヘクタール、この
うち国有林部分の三千六百ヘクタールを鳥獣保護
区にし、そのうち約四百ヘクタールを特に厳しい
条件をつけられる特別保護区にする、こういった
考えでやつておつた。そしていろいろと公聴会等
を開いて、地元で出席した人、ここには全員が、
その人たちの話し合いの中から、これは最初賛
成しているのですよ。それが、単なる外国の科学
者がこう言つたからといって、それがばつと変わ
るといふような環境庁の指導の仕方自体に問題が
あるのではないか、こういった面を私は感じるの
です。したがって担当係員を派遣したというの
は、どんな目的から、そしてまたどんなアクシ
ョンを起こしたのか、どう努力したのか、この点を
もう一度説明していただきたいと思ひます。

○出原政府委員 経過をもう少し詳細に申し上げ
させていただきますと、現地の公聴会を開くとい
うことで、石垣島で行いましたときは、私どもの
担当の係員が公聴会の席に参つたわけではござい
ません。こういった公聴会を行うような場合には、従
来の慣例をいたしまして、当該地の都道府県にい
ろいろなお世話を願ひまして、そしてその土地に私
どもの担当官が赴くという形で公聴会をやつてお
るわけでございます。公聴会が石垣島で行われた
というところが、やはり結果的には現地の西表の方
々に十分周知徹底しなかつたといふことを私ども
は後の反省として持つております。そういうこと
がございまして、現地の方々にはかなり不満

があるといふことで、私どもは、先ほど申し上げ
ましたように、審議会に諮問を申し上げるのを中
断いたしました。それで、現地の人の理解を求め
たいといふことで、今度は私どもの方の課長補佐
を現場へやりまして、いろいろお話し合いをさせ
たわけでございますが、こういうものは、誤解にし
ても一たび広がつてまいりますとなかなか解けな
いものでございます。そういう意味において、簡
単にまた気持ちを翻してもらうといふことは非常
にむづかしいといふことがよくわかりました。そ
の後、大鷹政務次官が別個の御自身の御用件で石
垣島の方に参られましたときに、ことしの三月で
ございまして、個人の資格で西表の人々に会つて
いただきました。そしていろいろ複雑な現地の方
々のお気持ちを率直に聞いてもらつたところでござ
います。さらに三月の終わりに私どもの方の自然
保護担当の参事官を現地に派遣いたしました。環
境庁の意のあるところを現地の人々にお話を申し
上げるというように努力を繰り返してきておるお
わけでございますが、何分にも現地の生活の状況か
ら申し上げますと、本土と沖縄の所得格差、そし
て沖縄の本土と石垣島との生活の格差、石垣島と
西表島の生活の格差といったようなものがござい
ますので、そういったところで住んでおられる方
々が、本土あるいは沖縄に對していろいろな
意味での要望をお持ちである、そういったもの
についての問題も、このイリオモテヤマネコの問
題でどうも象徴的に出たのではないだろうかとい
うような問題を私どももいたすわけでございます。
これらの問題を含めまして、現地の方々の誤解を
解くということが非常にむづかしいことではござ
います。私どもも努力を続けなければならぬとい
ふので、私どもも先に申し上げましたように、大
臣が先ほど申し上げましたように、その意味で根
拠強く、しかも粘り強くやれといふ御指示を得てお
ります。

○竹内(勝)委員 それで、やはりそういったもの
で簡単に、たとえば諮問を見送るとかというよう
なものであつてはならないといふことを私は要望
しておきます。ぜひひとつ環境庁は、やはり国民
の側に立つて、いろいろな問題に意欲的に對処し
ていかなければならないといふ面で、大臣に、こ
れに關連させてお伺いしておきたいのです。

環境アセスメント法案、きょう午前中の審議に
もちょっとありましたが、これを何とか今
国会にということ、非常に強い姿勢で最初臨
んでおつたやに私は伺つておるわけでございます
けれども、政府の状況の中で、あるいは他の省庁
との関連の中で、自民党政調会での協議で、時期
尚早、こういった結論を出したといふようなこと
に聞いておるわけでございますけれども、私は、
鳥獣保護も同じことでございますが、すべての面
にわたつて、やはり国民が望んでおる点というも
のに關して、ちよつとほかの方から横やりが入つ
たといふもので後退していくといふような姿勢で
あつてはならないといふ面から、この辺に關し
て、この辺がこういった事態になつた理由は一体
何なのか、同時にまた、今後の考え方として、ど
ういう姿勢でこのアセスメント法案に對して臨ん
でいくのか、大臣、これを明確にお答えいただ
きたいと思ひます。

○山田国務大臣 アセスメント法案といふものの
必要といふことについてはわれわれは深い認識を
持つております。したがって、このことについて
は私どももいたしましては、従来にない非常な熱
意と努力をもつてこの問題に對処して、ことしは、
おおむねその点についての各方面の認識も非常に
熟してまいつておつたといふふうに確信して臨ん
でおつたわけでございます。今日、いよいよ最終
段階に臨みましていろいろな、無論これを現実化
するについてもとも各種の利害からする反對論
といふものもあつたことはよく承知しているわけ
でございますけれども、この点について党におい
て最終の結論を出したいといふような段階で、わ
れわれとしては、あくまで最後までわれわれの初
心が実現できるようにいふことをもつて臨んで
やつておるわけでございます。もう時期が迫つ

ておりますので、党にひとつ速やかに最終の結論を出してもらうということで、先方も、それを詰めて出そうということをおっしゃいますので、それについて大きな期待を持って、いま対処しておるわけでございます。

○竹内(勝)委員 いまの言、もう一点だけ大臣答えておいてください。

努力している、これは何回も聞いていただくことでございまして、私の言っているのは、今後の持っていく方をどうやるのか、リミットをどの辺に置いて、どうやるんだということ、やはり一番関心を持ってこの問題に關してはみんな見ているわけでございますので、私は、三度目の正直ともいうような大事な段階に来て、山田長官になってからまたこういうような事態に、また同じような事態になってしまったというような、あるいはまた後退してしまつたというような、そういう形になってはならないがゆえに、ここでもう一度決意を、今後どうやるんだということを、長官の決意でいいのです、何も自民党のことを聞いているのではないのです、長官の考えをぜひお聞かせ願いたいと思います。

○山田国務大臣 私は、あくまでこれを今次議会においてということをもって今日まで努力をしてまいりました。ちょっと口幅つたい言い方かもしれないけれども、今日まで過去にない非常な現実性を帯びてくるまでに、私の方の部下みんなが非常に努力をしてくれたと私は信じております。また、これについて、先ほど来、後退であるとかいろいろなのが世評に出ております。これは非常な遺憾なことであつて、一体このアセスメント法の一番大事な実体は何なんだ、結局私は、事前に一つの評価が行われるという体制がつくられること、それからみんなの、利害関係者、地元の意見が十分にくみ上げられて反映するという体制がつくられるということ、その評価についてわれわれもちゃんとした評価基準というものが確立され、われわれが発言権を持ってそれが行われるようにやっていくという、この三つであらうと思うので

す。まだ法案が発表されていないので、いろいろむずかしいかもしれません。だけれども、その実体が、できないかどうかということなしに、ただいろいろな世評で後退とか後退でないとかいう、つまり感情的なことはむしろ慎んで、避けていたきたい、こういう私の考えでございます。非常に努力をしてまいつたものでございまして、ぜひこのたびはということでも臨んでおる。今日においてはこれ以上のことは私は申し得る段階にはないと思つております。

○竹内(勝)委員 ぜひ速やかに、ひとつ意欲的な対策で臨んでいただきたいというのを要望して次に移ります。

先ほどちょっと輸入野鳥の件で、輸入証明書を悪用しているのじゃないかという論議がございました。私は、これは大体出発がおかしいと思うのです。本来ならば、この輸入証明書というものは環境庁なり都道府県知事なり、そういうところが出すのが筋なんです。それをなぜ業者が任したのか、その辺のいきさつをまず説明してください。

○出原政府委員 こういうものの証明の出し方はいろいろあるかと思ひます。特にこれは輸出入の商取引にかかわる問題でございますので、私も統制をとる場合においてより方がまずかつたということとは反省すべき問題が多いと思つておりますけれども、業界が自主的にそれを行うことを円滑に運んだ場合には、これが監督上は一番効率のあるやり方でございます。そのこと自体は、私も大きな間違いではないのではなからうかと思ひますが、ただ、実際の運営上の問題がいろいろあつたことは私も遺憾に思つております。

○竹内(勝)委員 それで、この野鳥の輸入に關して、わかつている範囲でいいですが、年間どれくらいのものが輸入され、そしてまた種類はどんなものがあつて、また輸出証明を出している国と出してない国とございしますが、こういう面のデータを教えていただきたいと思ひます。

○出原政府委員 輸入をしております外国産の野鳥の推移でございますが、わが国におります野鳥と同様の種類のものにつぎまして、昭和四十七年から五十年までの間を申し上げますと、毎年約六十種のものにつぎまして、四十七年が一万九千羽でございます。四十八年、四十九年もほぼ同様でございます。五十年が二万七千羽というふうな入り方でございます。わが国の産出するものと同様のものというものは、ワシとかタカとかハヤブサとかトビとかいったようなもの、あるいはメジロ等が一番多いわけでございますが、そういうようなものが含まれるわけでございます。

○竹内(勝)委員 そこで、この問題に關して、国内で捕獲禁止のものを堂々と、これは輸入のものとするというふうな形で輸入証明書がいろいろなところへばらまかれていくというふうな報道がされております。これはこのままほつておくとか大変なことですね。まずまず密猟を許していくというふうな事態になつて、輸入品でもないのに、国内の頭には並べられていくというふうなことになるのは大変なことでございますので、この対策として、輸出証明を出していない国も幾つもあるわけでございます。そういう意味からいくと、この輸入証明というものをこのまま、従来のままで行くのか、これにどう対処するのか、ここが一番大事なことだと思ひます。その面においてお考えをお聞きたいと思ひます。

○出原政府委員 先ほど御答弁を申し上げました際に、輸出入の許可制度を設けている国のことについて申し上げておりましたが、数はかなりたくさんになりますので、全体を申し上げるのは時間的にどうかと思ひますので、例として申し上げておきます。

アメリカ、アルゼンチン、インド、シンガポール、デンマーク、メキシコ等十七、八の国に上つております。輸入のみに許可制度を設けておる国は、フィンランド、イギリス、イタリア、スウェーデン、逆に輸出のみに許可制度を設けておる国は、イリピン、インドネシア、オランダ、韓国、台湾、香港、マレーシア等でございます。先ほど答弁を落としておりました。

それから、なお今後この輸出入の証明の取り扱ひについてどうするかという問題でございますが、私どもは、今回お願いいたしておりました法律案の成立を御可決をいただくことができれば、ならば、輸出の証明の問題につきましては、どのような方法でやるのが最も確にできるかということ、業界だけではなしに、鳥類の保護に熱心な専門の方々の御参加も求めて有効な方法を研究してまいりたい。

最近において私どもが事務的に指導をいたしておりましたことは、有効期間が従来は明確でなかつた、それを一年間に限るというふうなこともすでに私どもが改善を図つておるところでございます。また、これも、もっと徹底した改善を図りたいという意味におきまして、関係業界と、あるいは保護に關心の深い方々とをあわせた研究検討会を設けることを準備中でございます。

○竹内(勝)委員 こういう問題が起らないような措置をぜひ早急に検討していただきたいと思ひます。

それで、時間ですので、最後に一点だけ伺ひして終わりにしますが、猟区制度の充実ということとがうたつてあるわけでございますが、特に私ただしておきたいのは、答申の中においていろいろ意見があつて、それを大別すると三つの意見があつた。それは、猟区に關しては、現行制度を基調とするのが適当である、だから現行制度を維持するのだとする意見、あるいは狩猟は指定された可猟地域においてのみ認めよう改めるのが適当だ、つまり鳥獣の重要な生息地あるいは集落その他人家が密集している地域等狩猟を行うことが適

当てない地域以外の地域を可猟地域として指定し、その地域においてのみ狩猟を認めるよう改めるのが適当だというこの二つ目の意見と、それから、狩猟は猟区にいてのみ認めるよう改めるのが適当だ、つまり鳥獣保護、危険防止等の徹底を図るために猟区を設定し、放鳥獣を主な対象とする狩猟のみを認めるように改めるのだという、この三つの意見があったわけでございますけれど、もう一つ面を踏まえて、今回のこの充実という面のものは、全国禁猟区という問題に關してはそういう姿勢というものが出ていないわけなんですでございますけれども、一体この辺が出た経緯、それから、今後、この答申等を踏まえて、どういう対策で臨むのか、その点をお伺いして終わりたいと思います。

○出原政府委員 今回の答申をいただきますのにこれだけの期間がかかった最大の原因が、いま御指摘の問題であつたわけでございます。しかも、いただきました答申が三つの意見の並行のままの答申であるということ、私も行政当局としては審議会の御意見に従つて方針を決めたいというところが非常にむずかしい答申でございまして、行政当局としては現状を変更するということが非常にむずかしい内容でございました。ただ、現在の歴史的な経過の中においても、狩猟に關してはさらに秩序のある猟区というものを設けていく方向での努力は私どもとしていたすべきであるというように考えまして、現在、国及び地方公共団体にしか認められていない猟区の設定につきましては、環境庁長官の認可を受けてそれ以外の者でも猟区を設定することができるということで、猟区で狩猟を行うものである、現在日本全国で百足らずの猟区しかございませんので、狩猟を行う人たちにこの猟区になじんでもらうということがまず第一であるということ、猟区の設定を一つの柱にしたわけでございます。

それからなお、その猟区を設けるに当たつても、キジでございますとか人工増殖の可能なものについて、特定の鳥の種類を限つてその猟をする

ということを奨励——奨励という表現はいかがかと思ひますが、そういうものを中心に狩猟が行われるような習慣が必要であると私どもは思ひますので、もつぱら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区の設定という一つの範疇を設けまして、それをつくりたいということがあつたら、それは一つの範疇として認めておきたいということで、今回御提案申し上げた内容の中に猟区制度の充実として入れたわけでございます。

この辺のところは、三つの並行答申を出されたそれぞれの専門の先生方が、そういう意味での新しい前進というものを環境庁が考えるならいずれも賛同しようというふうなものであるというように私どもは判断したわけでございます。

○竹内(勝)委員 この辺は重要な問題点でございますので、もう回答しなくていいですけれども、この辺のところを今後の検討の材料にして、やはりみんなが納得できるようなものに持っていかなければならないと考えておりますので、その辺の検討をよろしく願ひしたい。

以上をもつて終わります。ありがとうございました。

○水田委員長代理 次回は、十六日火曜日午前十一時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十五分散会

昭和五十三年五月二十九日印刷

昭和五十三年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局